

第2次 愛南町環境 基本計画

平成30年3月策定
令和 5年3月改訂

愛南町

JUMIN

～主役は「住民」～



はじめに

愛南町は、温暖な気候に恵まれ、足摺宇和海国立公園や篠山県立自然公園などの様々な地域資源を有する豊かなまちであり、この豊かな自然環境を次の世代へ継承できるよう守っていくことは今を生きる私たち住民の責務であると考えています。



本町では、平成 18 年 6 月に愛南町環境基本条例を制定し、この条例に基づいて環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20 年に「愛南町環境基本計画」、平成 30 年に「第 2 次愛南町環境基本計画」を策定し、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を基本目標に様々な環境施策に取り組んでまいりました。

しかし、近年は、地球温暖化の進行による猛暑や局地的豪雨など異常気象が頻繁に発生しており、住民の暮らしにも影響を及ぼしています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染も課題となっており、生態系を含めた海洋環境の悪化、沿岸域の居住環境への被害が懸念されています。

このような中、国際社会では、温室効果ガス削減に向けた国際的な枠組みであるパリ協定や持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、環境に関する問題の解決に向けた取組が広まっています。国内においても、政府は 2020 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロに取り組むことを表明し、地球温暖化対策に向けた取組が加速化しています。

このような環境を取り巻く課題や近年の脱炭素化の動き、資源循環などの社会情勢の変化に対応するため、計画の中間年度に本計画の取組や目標指標などについて見直しを行いました。

多岐にわたる環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが真剣に環境を保全する意識を持って行動することが求められます。今後も本計画に基づき、「環境がすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであること」を共通認識として、住民、事業者及び行政が一層連携を深め、自然と共生する循環型社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

愛南町長 清水 雅 文



目次

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ及び関連計画.....	3
3. 計画の対象地域.....	3
4. 計画の対象範囲.....	3
5. 計画の期間.....	3
第2章 現状と課題	6
1. 社会情勢の変化.....	6
2. 町の概要.....	8
3. 町の環境.....	13
4. 住民アンケート結果.....	33
5. 施策の評価.....	35
第3章 基本目標	38
1. 町の基本目標.....	38
2. 基本方針.....	38
3. SDGsの目標と関連する施策.....	43
第4章 施策の展開	46
1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）.....	46
2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）.....	61
3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち（快適環境）.....	64
4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）.....	68
5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）.....	72
6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）.....	78
第5章 推進体制・進行管理	84
1. 住民、事業者、行政の役割の明確化.....	84
2. 推進体制（評価体制の構築）.....	84
3. 進行管理.....	84
資料編	86



第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ及び関連計画
3. 計画の対象地域
4. 計画の対象範囲
5. 計画の期間

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

日本では、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして、これまでに5回（平成6年、12年、18年、24年、30年）の環境基本計画が定められてきました。その進捗状況については、平成19年から点検を行っており、環境行政には一定の進展が見られた一方で、温室効果ガスの排出量のさらなる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、各分野において引き続き課題解決に向けて取り組む必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、社会情勢に大きな影響を与え、大量の資源・エネルギーを消費するライフスタイルを見直すきっかけとなるとともに、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を認識するなど、健康で心豊かに暮らす質的豊かさが重視されるようになってきています。

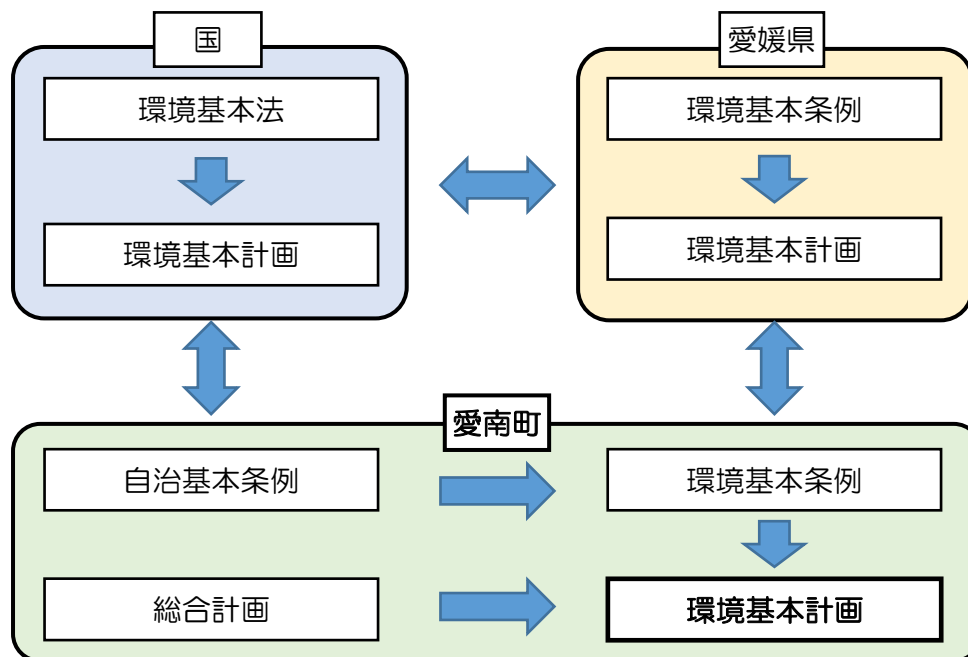
平成27年には、京都議定書に代わる地球温暖化防止をめざした国際的な枠組みである「パリ協定」、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、環境に関する問題の解決に向けた取組が国際的に広まっています。日本においても、令和2年に脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、気候変動問題の解決に向けた取組を進めています。令和2年に策定された愛媛県の「第三次えひめ環境基本計画」では、環境の目まぐるしい変化を踏まえ、環境におけるさまざまな課題に「SDGs」の視点を取り入れることとしています。

そのような中、愛南町（以下「本町」という。）では、平成18年6月に「愛南町環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念に基づき、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進するために、平成20年3月に「愛南町環境基本計画」を策定し、これに基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施してきました。

その後、第1次計画を継承しつつ、環境をめぐる社会の動きに対応するため、平成30年3月に「第2次愛南町環境基本計画」を策定しましたが、計画期間の中間年度である令和4年度を迎えたことから、これまでの取組の検証を行うとともに、令和4年3月に策定された上位計画「第3次愛南町総合計画」との整合や、近年の脱炭素化の動き、資源循環などの社会情勢の変化に対応するため、令和9年度を目標年度とした計画（目標数値など）について見直しを行います。

2. 計画の位置づけ及び関連計画

本計画は「愛南町環境基本条例」第9条の規定に基づき、国や県の関連する法律、条例及び計画と連携するとともに、「愛南町総合計画」を環境面から補完する計画として位置づけ、環境政策の基本とするものです。



3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。なお、環境問題は、広域的に影響しあっていることから周辺自治体と協力し、取組を進めます。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、資源とエネルギーの循環・有効利用及び環境教育に関連する項目とします。

5. 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする「愛南町環境基本計画」の計画満了を踏まえ、平成30年度を初年度とし、令和4年度に中間見直しを行った上で、令和9年度を目標とする10年間を計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の変化、新たな環境問題及び科学的知見の集積などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 現状と課題

1. 現状と課題
2. 町の概要
3. 町の環境
4. 住民アンケート結果
5. 施策の評価

第2章 現状と課題

1. 社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsは17の目標・169のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」社会



「SDGs」の17目標 (出典:国際連合広報センター)

の実現に向け、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとしてされています。日本では、特に注力すべき8分野の優先課題をあげ、具体的な政策として「SDGsアクションプラン2022」をとりまとめています。

(2) パリ協定

2015年12月の「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」において、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。本協定では、世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を工業化以前と比べて2℃より十分低く保つ(2℃目標)とともに、1.5℃に抑える努力を追求すること(1.5℃努力目標)を掲げています。

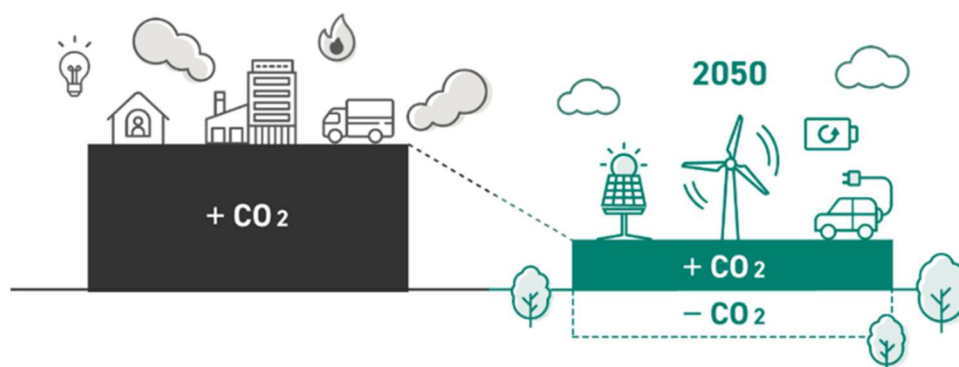
また、持続可能な開発目標(SDGs)においても、ゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」とされています。

政府は、2020年10月に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年10月に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な考え方を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、国連へ提出しました。2021年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しています。

(3) カーボンニュートラル

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、パリ協定が目指す世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えるには、大気中に排出される温室効果ガスを 2050 年には実質ゼロにする必要があるとされています。各国の野心的な目標の引き上げなどの気運も高まっており、「2050 年のカーボンニュートラル実現」を目指す動きが国際的に広まっています。

2020 年 10 月、政府は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」と「除去量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化を必要とします。



(出典：環境省 脱炭素ポータル)

2. 町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、平成16年10月1日に内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併して誕生しました。町域は、東西28.7km、南北18.3km、面積238.99km²となっています。北は宇和島市、東は高知県宿毛市、西は宇和海、南は太平洋に面し、県の南端に位置する自然環境に恵まれた町です。

内海地域には、美しいリアス式海岸の由良半島があり、真珠貝の養殖が行われています。御荘地域、城辺地域は、僧都川流域に開けた平野部であり、御荘地域は、名前の由来ともなった比叡山延暦寺ゆかりの荘園であったこともあり、遺跡や史跡など貴重な遺産が残されています。城辺地域には、県内唯一のカツオの水揚げ港である深浦漁港があり、5月頃には旬のカツオを味わうことができます。一本松地域には、篠山山系が広がり、山頂で4月頃には町の花に指定されているアケボノツツジが咲き誇ります。西海地域は、半島の北西端の急斜面に民家が山の中腹まで続き、それぞれの民家は、台風や季節風から家や暮らしを守るため、軒に達するほどの石垣が整然と積み上げられています。その景観から石垣の里として知られ、日本を代表する石垣文化の一大景観地となっています。



(2) 人口・世帯数

本町の人口は、国勢調査によると、平成7年には31,101人、令和2年には19,601人となっており減少が続いています。少子高齢化は他の自治体と同様に進んでおり、高齢化率^{※1}は年々上昇し、令和2年では45.6%となっています。

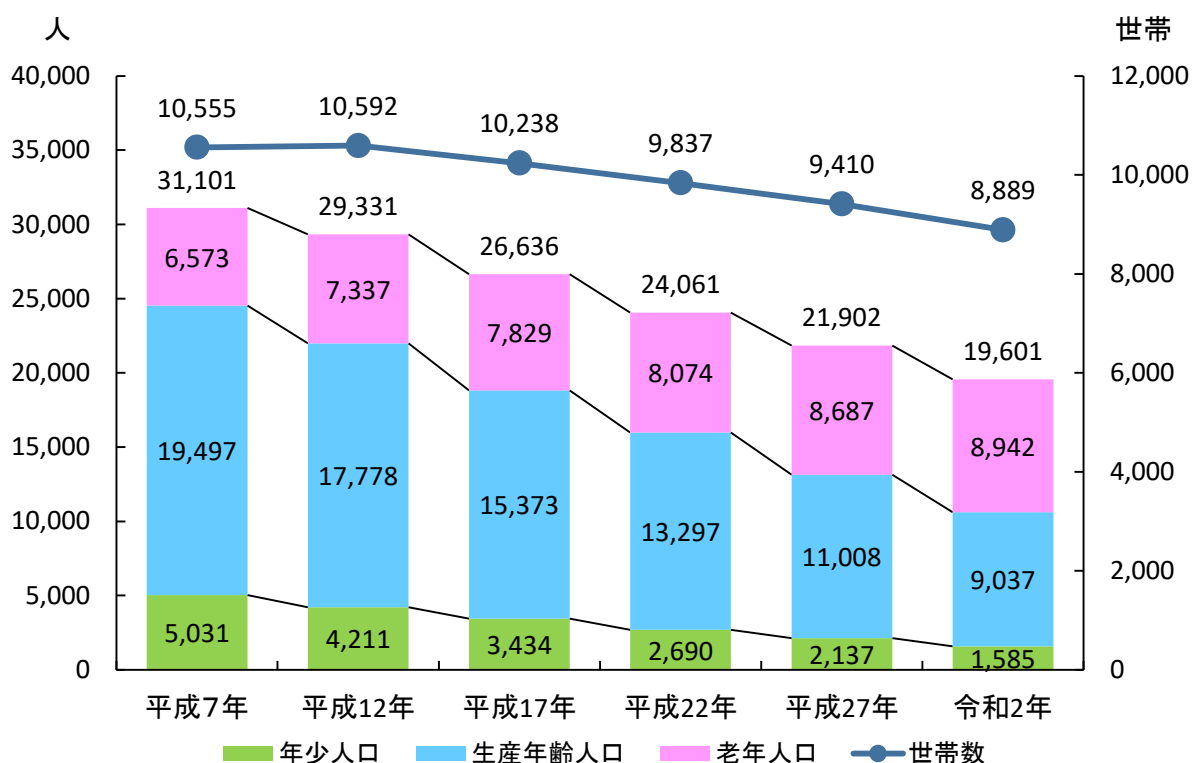
平成7年以後の世帯数の増減をみると、平成12年の10,592世帯をピークに令和2年は9,410世帯とやや減少しています。

(単位:人、%、世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 0～14歳	5,031	4,211	3,434	2,690	2,137	1,585
生産年齢人口 15～64歳	19,497	17,778	15,373	13,297	11,008	9,037
老年人口 65歳以上	6,573	7,337	7,829	8,074	8,687	8,942
総人口	31,101	29,331	26,636	24,061	21,902	19,601
高齢化率 老年/総人口	21.1	25.0	29.4	33.6	39.7	45.6
世帯数	10,555	10,592	10,238	9,837	9,410	8,889

資料:国勢調査

※総人口には年齢不詳分を含む



1 高齢化率: 65歳以上の老年人口が総人口に占める割合

(3) 産業

本町の第1次産業である農業は、河内晩柑や甘夏の栽培をはじめ、水稻の栽培が主となっており、水産業では、カツオの一本釣りなどの漁業が盛んです。また、真珠・真珠稚母貝、タイ、ハマチ及びカキの養殖も行われており、本町の基幹産業となっています。

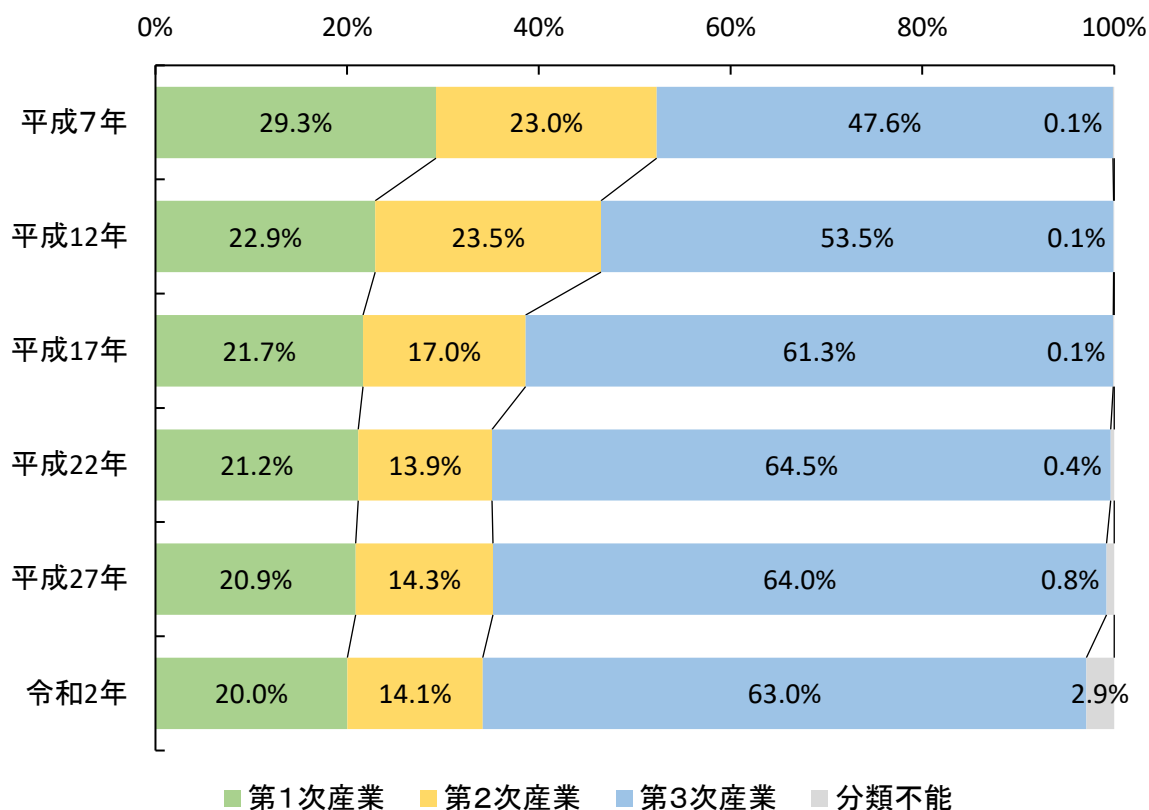
町内の就業者数は、一貫して減少傾向にあり、令和2年度の就業者数は9,000人を下回り、平成7年に比べて6,000人以上減少しています。各産業の就業者数割合については平成22年より大きな変化は見られません。

(単位:人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者数	15,015	13,425	11,680	10,228	9,553	8,969
第1次産業	4,394	3,080	2,529	2,165	1,998	1,797
第2次産業	3,456	3,160	1,981	1,426	1,365	1,266
第3次産業	7,144	7,176	7,159	6,601	6,114	5,646
分類不能	21	9	11	36	76	260

資料: 国勢調査

※就業者数には分類不能を含む



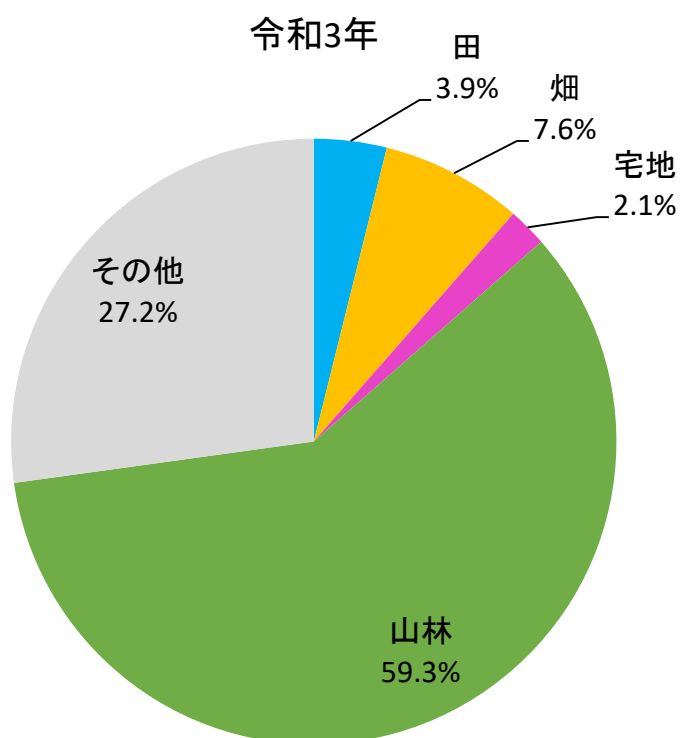
(4) 土地利用

本町は、足摺宇和海国立公園篠山をはじめとする山林の面積が 60.0%を占めており、田畑は合わせて 11.5%、宅地は 2.1%となっています。

(単位: km²)

区分	田	畑	宅地	山林	その他	総面積
平成25年	9.66	19.35	5.01	142.64	62.98	239.64
平成26年	9.65	19.34	5.00	142.36	62.63	238.98
平成27年	9.46	18.31	5.01	143.51	62.69	238.98
平成28年	9.44	18.26	5.00	143.39	62.90	238.99
平成29年	9.40	18.23	4.98	143.35	63.03	238.99
平成30年	9.39	18.18	4.97	143.15	63.30	238.99
平成31年	9.34	18.14	4.97	142.99	63.55	238.99
令和2年	9.30	18.10	4.96	142.91	63.72	238.99
令和3年	9.28	18.09	4.96	141.69	64.97	238.99

資料: 概要調書



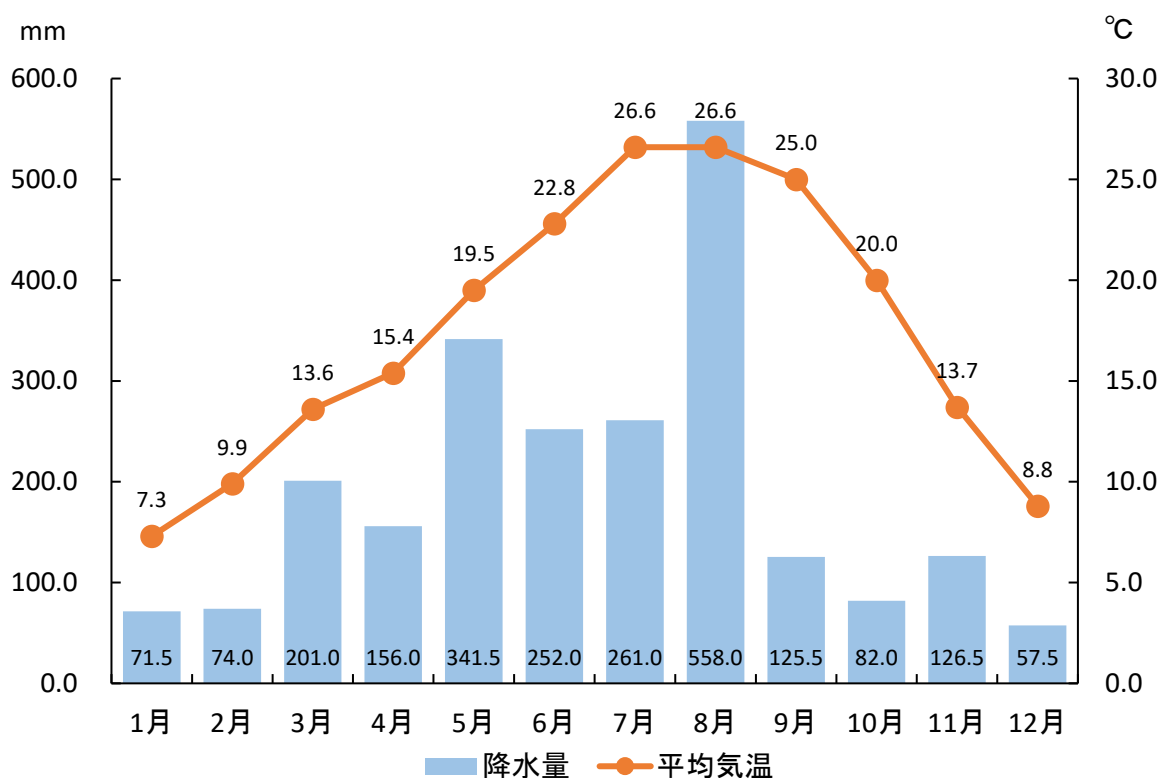
(5) 気象

本町は、四季を通じて温暖で梅雨期には雨が多く、南海型気候の特色を持っています。夏から秋にかけては、台風の通過による影響を受けることがあり、冬季は季節風も強く、時には風速 20mに達することもあります。山間部と海岸部では気象条件が若干異なり、冬の山間部は降霜や積雪がみられますが、海岸部は暖流の影響を受けることもあって降霜はほとんどみられません。

■ 令和3年降水量・気温の推移

月	降水量 mm	気温(°C)		
		平均	最高	最低
1月	71.5	7.3	11.7	3.0
2月	74.0	9.9	14.9	4.7
3月	201.0	13.6	19.0	8.1
4月	156.0	15.4	21.1	9.7
5月	341.5	19.5	24.0	15.1
6月	252.0	22.8	26.8	19.2
7月	261.0	26.6	31.2	23.2
8月	558.0	26.6	30.5	23.7
9月	125.5	25.0	29.4	21.6
10月	82.0	20.0	25.6	15.2
11月	126.5	13.7	19.6	8.5
12月	57.5	8.8	14.0	3.6

※御荘観測所



3. 町の環境

(1) 生活環境

1) 大気環境

大気汚染は、工場や事業所における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車から排出される汚染物質及び光化学オキシダント^{※2}などの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えることをいいます。近年では中国から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）の影響が問題となっています。

本町では、大気環境の測定は行われていませんが排出源となる工場や事業所はなく、大気環境は概ね良好です。一方で野外焼却による苦情は多く、その対応や対策が求められています。

2) 水環境

水質汚濁とは、事業所や家庭などから排出される汚水をはじめ、農業や漁業などの産業活動によって生じる汚水の影響で河川や海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染されたりする現象です。河川や海域、地下水について環境基準が定められており、定期的に水質検査を実施し、水質の保全活動が行われています。河川の代表的な有機汚濁の指標として生物化学的酸素要求量（BOD）^{※3}や、海域の代表的な有機汚濁の指標として化学的酸素要求量（COD）^{※4}などの指標があります。

① 河川水質

本町では、河川及び水路で水質検査を実施しており、平成 29 年度に栄町水路施設下流で基準を超えています。平成 30 年度以降はすべての検査地点で環境基準を達成しています。今後も定期的に検査し、水質の保全を図ります。

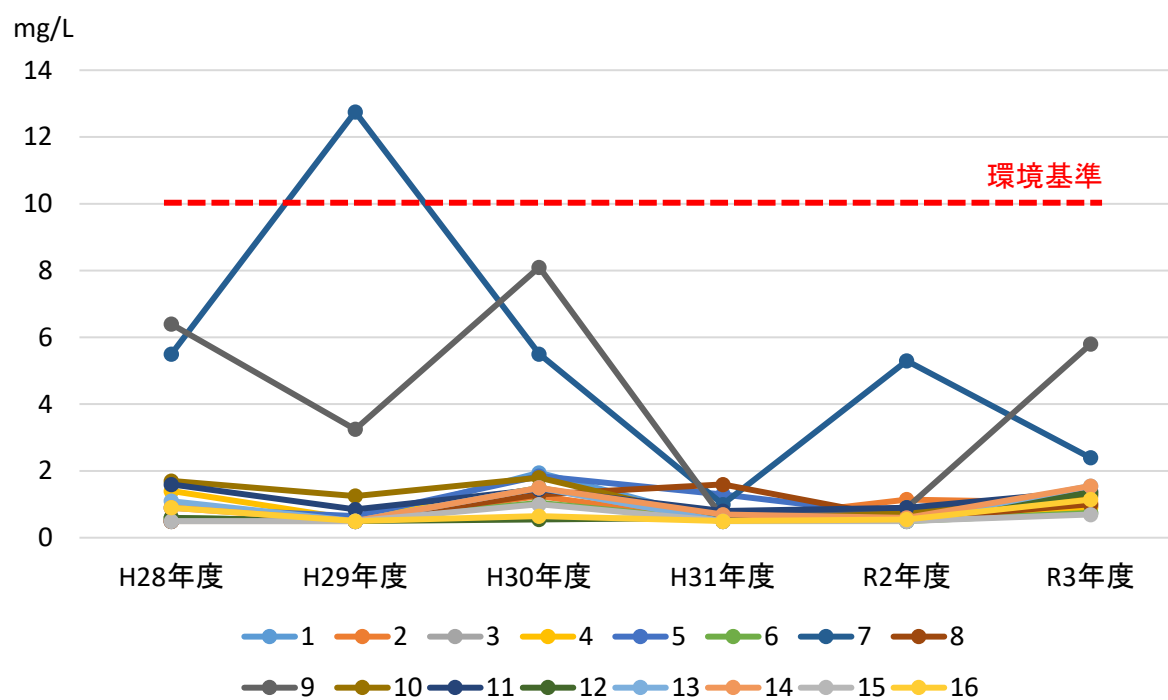
2 光化学オキシダント：工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。

3 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。

4 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。

■河川及び水路水質検査結果の推移【生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）】
（BOD環境基準 10 mg/L 以下）

No.	採取場所	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
1	柏川河口付近	0.5	0.5	2.0	0.5	0.7	1.0
2	菊川河口付近	0.5	0.5	1.3	0.5	1.2	1.1
3	長洲川河口付近	0.5	0.5	1.5	0.5	0.8	0.8
4	僧都川河口付近	1.4	0.6	1.5	0.6	0.6	0.9
5	僧都川和口川合流部	0.9	0.7	1.9	1.3	0.7	1.3
6	僧都川長月川合流部	0.6	0.5	1.1	0.5	0.5	0.8
7	栄町水路施設下流	5.5	12.8	5.5	1.0	5.3	2.4
8	蓮乗寺川河口付近	0.5	0.5	1.3	1.6	0.6	1.0
9	中原水路施設下流	6.4	3.3	8.1	0.6	0.9	5.8
10	蓮乗寺川不老川合流部	1.7	1.3	1.8	0.5	0.8	1.3
11	蓮乗寺川西蓮乗寺橋付近	1.6	0.9	1.5	0.8	0.9	1.4
12	僧都川下豊田橋付近	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	1.4
13	惣川赤木川合流部	1.1	0.5	1.5	0.5	0.5	1.6
14	増田川広見川合流部	0.9	0.5	1.5	0.7	0.6	1.6
15	篠川県境	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	0.7
16	僧都川山出憩いの里温泉前	0.9	0.5	0.7	0.5	0.6	1.2



※図凡例の番号は、上表の採取場所番号を示す。

② 海域水質

ア) 海域水質調査

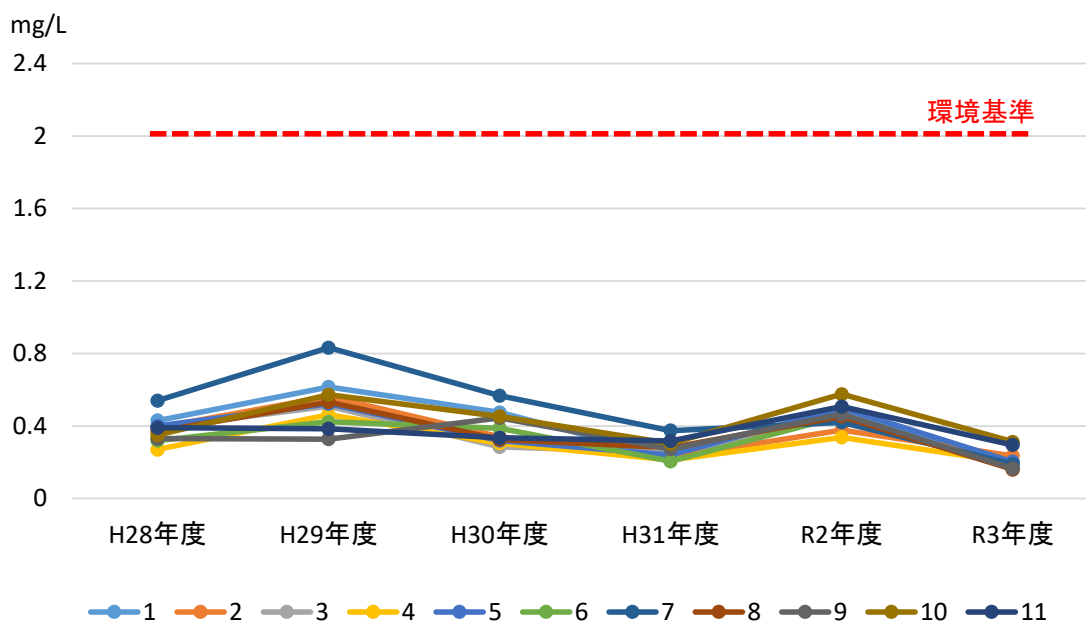
本町は、国立公園に指定されている宇和海があり、県の「公共用水域水質測定計画」に基づき海域水質調査が行われており、全調査地点において環境基準を満たしています。また、本町と愛南・久良漁協が協力して漁場環境調査を定期的を実施し、その調査地点の結果から、本町近海の水質は水産物の生産基盤として望ましい環境基準を達成しています。

海域水質を低下させる原因として、生活排水、小規模事業所排水、養殖漁場等が考えられ、本町の主要産業である水産業の振興のためには、今以上の水質向上が望ましく、今後さらなる水質の改善に努める必要があります。

■ 海域水質調査結果の推移【化学的酸素要求量（COD）（mg/L）】

（COD環境基準2mg/L以下）

No.	調査地点	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
1	脇本沖	0.43	0.62	0.48	0.23	0.50	0.18
2	中玉沖	0.39	0.56	0.34	0.23	0.38	0.24
3	大浜沖	0.39	0.51	0.29	0.25	0.45	0.17
4	愛南漁協沖	0.27	0.46	0.31	0.21	0.34	0.20
5	久良湾沖	0.40	0.52	0.32	0.24	0.50	0.20
6	西海支所沖	0.32	0.42	0.39	0.21	0.46	0.17
7	福浦沖	0.54	0.83	0.57	0.38	0.42	0.19
8	内泊沖	0.37	0.53	0.33	0.28	0.45	0.16
9	左右水沖	0.33	0.33	0.45	0.27	0.47	0.17
10	三ツ畑田島付近	0.35	0.57	0.45	0.30	0.58	0.31
11	油袋沖	0.39	0.39	0.34	0.32	0.51	0.30



※図凡例は、上表の調査地点番号を示す。

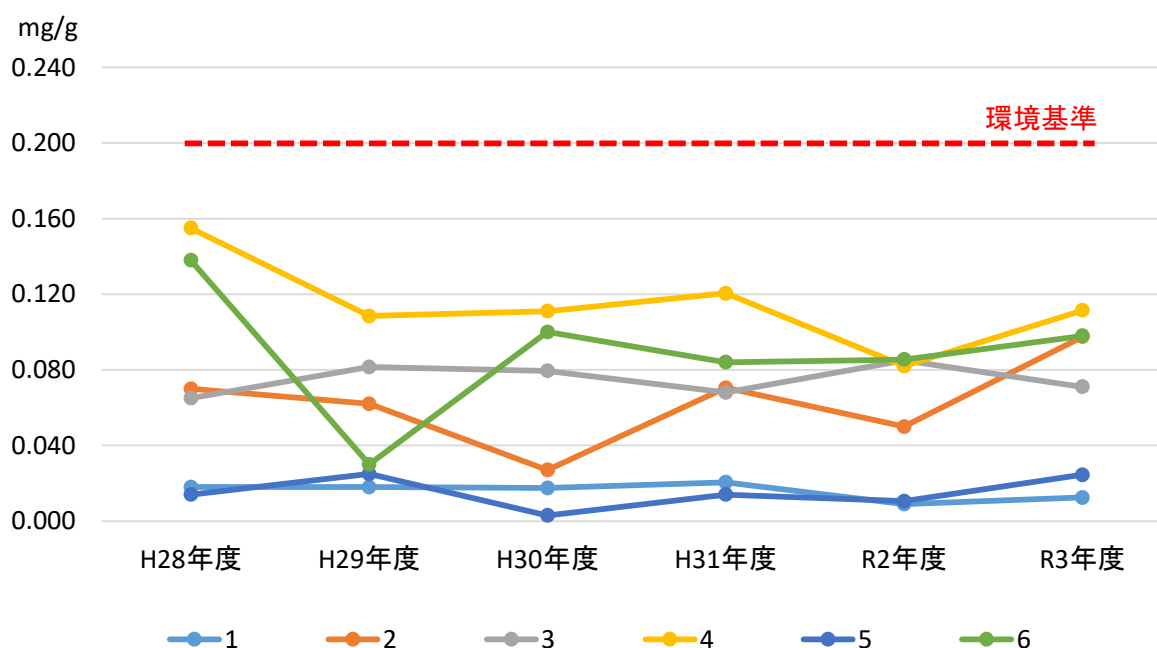
イ) 海底泥調査

水産用水基準（平成 30 年、社団法人 日本水産資源保護協会）は、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されたもので、法的な基準ではありませんが、水生生物保護のための水質基準と言え、基準は乾泥 1 g 当たり硫化物 0.2mg 以下となっています。

■ 海底泥調査結果の推移【硫化水素（mg）】

（水産用水基準 0.2mg / g（乾泥）以下）

No.	調査地点	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
1	内海沖	0.018	0.018	0.018	0.021	0.009	0.013
2	御荘沖	0.070	0.062	0.027	0.071	0.050	0.098
3	福浦沖	0.065	0.082	0.080	0.068	0.085	0.071
4	船越沖	0.155	0.109	0.111	0.121	0.082	0.112
5	久良沖	0.014	0.025	0.003	0.014	0.011	0.025
6	東海・深浦沖	0.138	0.030	0.100	0.084	0.086	0.098



※図凡例は、上表の調査地点番号を示す。

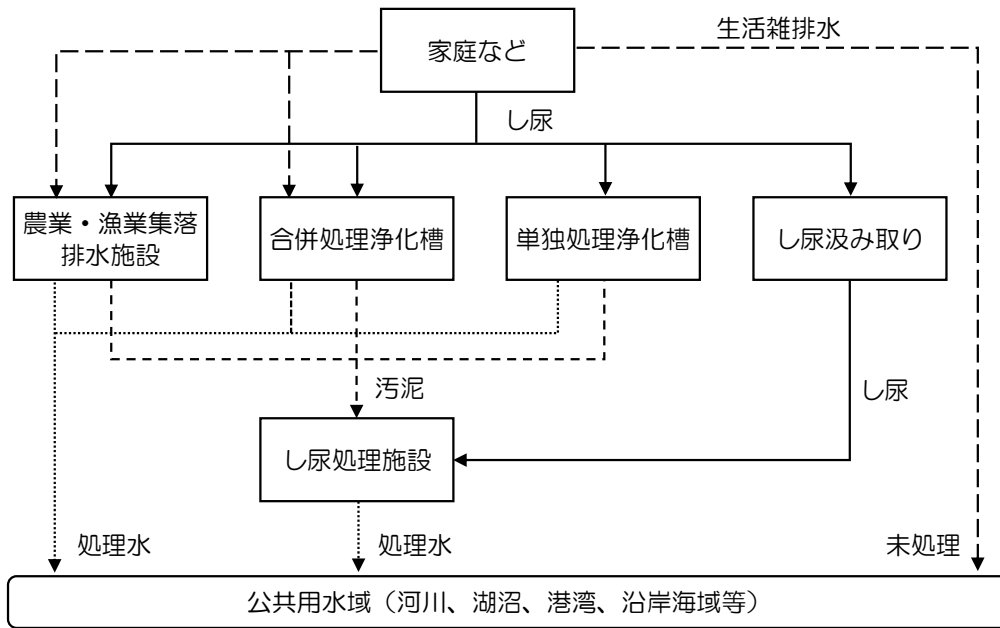
③ 地下水

毎年、県では、過去に地下水の汚染が確認された地区における汚染の継続的な監視及び経年的な推移の把握のため、定期的に県内数十か所の採取可能な地下水の調査を行っています。

本町では、経年的な推移の把握のため、2か所の地下水（井戸）が調査されています。

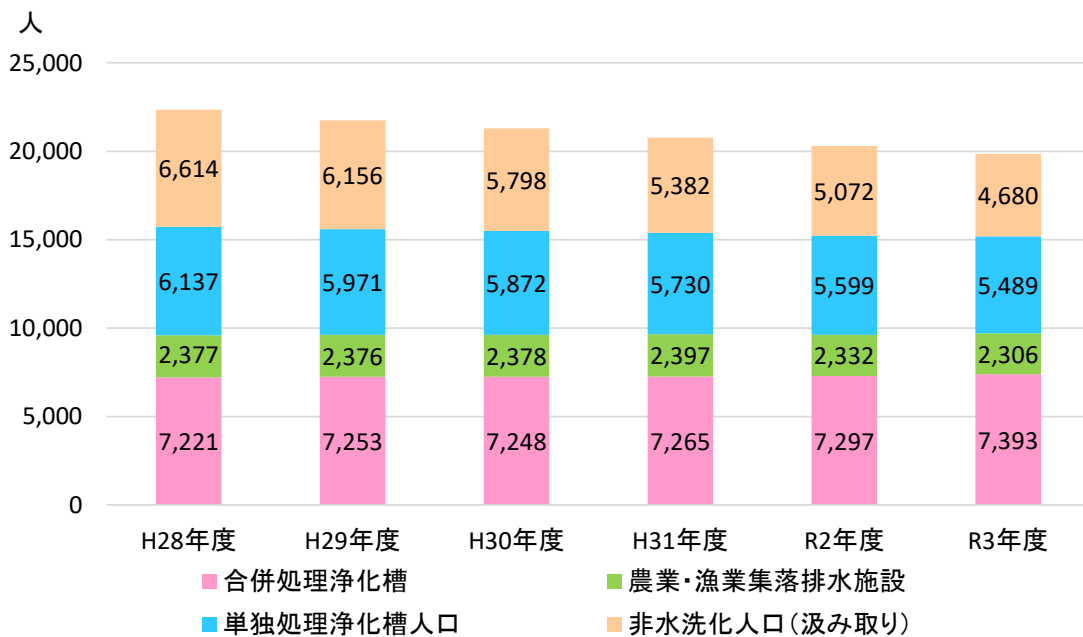
④ 生活排水処理

令和3年度における生活排水の処理状況は、合併処理浄化槽が7,393人、農業・漁業集落排水施設が2,306人、単独処理浄化槽が5,489人、汲み取りが4,680人となっています。



■ 生活排水の処理状況

区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
計画処理区域内人口	22,349	21,756	21,296	20,774	20,300	19,868
水洗化・生活雑排水処理人口	9,598	9,629	9,626	9,662	9,629	9,699
合併処理浄化槽	7,221	7,253	7,248	7,265	7,297	7,393
農業・漁業集落排水施設	2,377	2,376	2,378	2,397	2,332	2,306
単独処理浄化槽人口	6,137	5,971	5,872	5,730	5,599	5,489
非水洗化人口(汲み取り)	6,614	6,156	5,798	5,382	5,072	4,680



3) 騒音・振動・悪臭

騒音は、工場、事業所、建設作業及び交通機関など多様な発生形態があり、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。

振動は、騒音と同様に感覚公害であり、工場、事業所、建設作業及び交通機関など多様な発生形態があり、中には物的被害が生じる場合もあります。

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害であり、不快感を与え、食欲不振や頭痛をもたらすなど、人の健康や生活環境に影響を与えます。

本町において騒音、振動及び悪臭による苦情については、大きな事例はありませんが、今後も大型の風力発電施設の建設が予定されており、騒音や低周波音による影響が懸念されています。また、個人が行う野外焼却による煙や臭い、家畜やペットなどの臭気、建築や解体による騒音又は粉塵などによるものもありますが、どれも注意指導により改善しています。

4) 土壌環境

土壌汚染とは、土壌中に蓄積した重金属、有機溶剤、農薬、油などの物質が、自然環境、人の健康及び日常生活へ影響を及ぼす状態をいいます。

本町には、土壌汚染対策法に基づいて指定された汚染区域はありません。



5) 化学物質

① 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度

化学物質について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度^{※5}（以下「P R T R制度」という。）の運用が平成14年4月より開始されました。P R T R制度とは、排出と移動を管理するための制度であり、国が情報を一元的に管理することにより、全体として化学物質の持つ環境リスクを減らしていくための制度です。

県における令和2年度の排出量などの状況については、南予で排出量は22 t /年、移動量は5 t /年で、合計27 t /年となっています。本町での全物質排出・移動量は、大気の排出が637kg /年となっており、これは、ガソリンや灯油に含まれる成分が主なものであり、その取扱い事業所から県に報告されたものです。

■ 地域別排出・移動量（令和2年度）

地域	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	県内比率(%)
東予	3,477(3,973)	5,104(5,342)	8,582(9,315)	88.4(86.8)
中予	350(399)	748(976)	1,097(1,375)	11.3(12.8)
南予	22(26)	5(11)	27(38)	0.3(0.4)
計	3,849(4,398)	5,857(6,329)	9,706(10,727)	—

()内は令和元年度実績
備考 東予・今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町
中予・松山市、東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
南予・宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

資料: 愛媛県HP 愛媛県における令和2年度の化学物質の環境中への排出状況等について

■ 全物質排出・移動量（令和元年度実績）（単位：kg /年）

	排出量					
	大気	公共用水域	土壌	埋立	小計	平成30年度 平成30年度比
愛南町	637	1	0	0	638	682 △ 44
愛媛県	4,306,474	88,861	0	2,747	4,398,082	4,512,996 △ 114,914
	移動量					
	下水道	廃棄物		小計	平成30年度 平成30年度比	
愛南町	0	0		0	0 0	
愛媛県	14,024	6,315,341		6,329,365	7,133,082 △ 803,717	
	総合					
	—			総合計	平成30年度 平成30年度比	
愛南町	—			638	682 △ 44	
愛媛県	—			10,727,447	11,646,078 △ 918,631	

資料: 愛媛県環境白書(令和3年版)資料より

5 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度：有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組み。

② ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程で、非意図的に生成される化学物質であり、極めて強い毒性を有し、分解されにくいいため、微量の排出によって環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものです。このため「ダイオキシン類対策特別措置法」で環境基準が定められ、国や県では、同法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにより、規制や指導を行っています。

県において、令和2年度に実施したダイオキシン類環境調査対象地域（愛南町抜粋）については次のとおりです。南予の 대기についても、すべての調査地点において環境基準を達成しています。

○水質(単位: pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
平成29年度	菊川	0.068	1以下
令和2年度	内海・城辺海域	0.079	1以下

○底質(単位: pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
平成29年度	菊川	0.58	150以下
令和2年度	内海・城辺海域	3.6	150以下

○土壌(単位: pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
令和元年度	船越	0.65	1,000以下

(参考)

ダイオキシン類濃度の単位について

- pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを表す単位
- ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを表す単位
- TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値であることを示す

(2) 自然環境

本町には、自然公園として指定されている足摺宇和海国立公園（宇和海海中公園地区・篠山地区）があり、豊かな自然を有しています。その中でも「須ノ川海岸」が日本の渚百選に、「篠山のアケボノツツジ」、「須ノ川のウバメガシ林」、「御荘大島の樹叢」、「天嶺の鼻」及び「鹿島と海中公園」がえひめ自然百選に選定されており、住民の自然環境に対する保護意識の高揚が図られています。

県においては、レッドデータブック^{※6}として希少な動植物をまとめており、本町の豊かな自然の中には、貴重な動植物が多く生息・生育しています。

■「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（抜粋）」より

＜分類群ごとのランク区分＞

Aランク：県の自然環境を保全する上で、最も重要な場所で、特に緊急に保護・保全策が必要な種が主に生息・生育する地域

Bランク：対策の優先度はAランクに及ばないものの、県としての注目種又は重要種が主に生息・生育する地域

Cランク：上記以外で、それぞれの分類群ごとに重要度が高いと判定された種が主に生息・生育する地域

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 荒樫	B	高等植物	ミズキンバイ	全国的に、もともと産地が少なく、県下においても自生を確認できるのは1か所である。
愛南町 篠山	B	高等植物	コモウセンゴケ	県内では数か所の記録があるが、現在では篠山山麓のみに生育する。
	C	高等植物	キリシマエビネ	園芸採取で個体数が激減し、詳細な本種の県内における分布は不明である。
愛南町 鹿島	C	高等植物	タチバナ	南予の数か所で生育しているが、自生と判断できるのは愛南町鹿島の1か所のみである。なお、鹿島には、Cランクの種としてホウライシダ、ハドノキなどがある。
愛南町 西海	A	高等植物	ヒナノボンボリ	県の固有種で、海に近い常緑樹林の林下に発生する極めて珍しいものである。腐生植物であり、毎年発生するとは限らず、長期間にわたる観測が必要である。平成13年の調査では、発生は見られなかった。注1

6 レッドデータブック：絶滅の危機にある野生生物の現状を記録した資料集

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 御荘湾	A	貝類	フネアマガイ ウミゴマツボ ナラビオカミミガイ クリイロコミミガイ タケノコカワニナ ヒメカノコ スタレハマグリ ワカウラツボ ドロアワモチ イチョウシラトリ サビシラトリ ミヤコドリ イボウミニナ ヘナタリ カワアイ ハマグリ イボキサゴ	絶滅危惧Ⅰ類としたフネアマガイ、ウミゴマツボ、ナラビオカミミガイ、クリイロコミミガイ、ワカウラツボ、ドロアワモチ、イチョウシラトリ、サビシラトリ、絶滅危惧Ⅱ類のタケノコカワニナ、ミヤコドリ、イボウミニナ、ヘナタリ、カワアイ、ハマグリ、準絶滅危惧のイボキサゴ、ウミニナなど県レッドデータブックに掲載した多くの種が生息している。特に、ドロアワモチは四国唯一の生息地であり、イボウミニナは県下唯一の生息地である。また、絶滅としたヒメカノコとスタレハマグリが復活している。
愛南町 御荘湾	A	海産動物	全般	南予で最大の面積を持つ干潟が湾奥に存在するほか、流入河川の河口に小規模な干潟が見られる。生息している動物の種数が多いが、特に絶滅危惧種が多く見られるのが特徴である。県レッドデータブックに掲載されている貝類を除く海産無脊椎動物 19 種のうち 8 種の生息が確認されている。加えて、流入河川には、県レッドデータブック掲載の淡水産甲殻類 3 種のうち、2 種の生息が確認されている。
			シオマネキ	全国的に生息数が減少しており、県唯一の生息地である。現在確認されている生息地は、面積が小さいことに加えて、人家に隣接している。
			フジテガニ	他県でも数か所でしか生息が報告されていない。生息個体数は少ない。平成 10 年に国内で初めて和歌山県で分布が確認された。現在確認されている生息地は、面積が小さいことに加えて人家に隣接している。また、地元からは埋立ての要求が出されている。

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 御荘湾	A	海産動物	ムツハアリアケガニ	全国的に生息個体数が減少しており、日本本土では 10 か所程度でしか生息が確認されていない。
	B	淡水魚類	チクゼンハゼ オオウナギ メダカ トビハゼ シロウオ タネハゼ マサゴハゼ クロコハゼ ゴマハゼ ドジョウ カワアナゴ ヒモハゼ サツキハゼ チチブモドキ	オオウナギは県の天然記念物であり、本水域は定期的に生息が確認されている唯一の場所である。ハゼ亜目魚類はいずれも御荘湾の良質な河口干潟に依存して生息しており、保護の必要がある。
愛南町 当木島	C	高等植物	グンバイヒルガオ	南予の海岸でまれに記録があるが、2002年の調査では確認できなかった。砂浜に生育するが、南予では砂浜が非常に少なく、生育地の減少が懸念される。
宇和海 島しょ部	B	鳥類	カラスバト カンムリウミスズメ ハヤブサ ミサゴ	生息環境の脆弱性 繁殖地が限定的 個体数の減少が危惧される鳥類が生息
宇和海 沿岸	A	哺乳類	ニホンカワウソ	絶滅のおそれのあるニホンカワウソが生息している可能性がある。注2

注1：町内において、昭和63年に1例発見され新種登録されている。

注2：平成24年、環境省ではニホンカワウソを絶滅種に指定している。



ドロアワモチ



シオマネキ

(3) 快適環境

1) 歴史・文化的環境

本町には、足摺宇和海国立公園に指定されている「鹿島」をはじめとした名勝のほか、天然記念物の「宇和海特殊海中資源群」や「大島の樹林」など、自然にかかわる多くの文化財が残されています。

また、「日本の渚100選」に選定された須ノ川海岸や「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定された外泊地区など美しい風景が広がります。

国指定文化財

No.	種類		名称
1	記念物	特別天然記念物	ニホンカワウソ

県指定文化財

No.	種類		名称
1	記念物	名勝	鹿島
2	記念物	天然記念物	宇和海特殊海中資源群
3	記念物	天然記念物	大島の樹林
4	記念物	天然記念物	万福寺のイヌマキ

町指定文化財

No.	種類		名称
1	記念物	名勝	長走りの滝
2	記念物	名勝	天巖の鼻
3	記念物	名勝	脇本の浜
4	記念物	天然記念物	火打石
5	記念物	天然記念物	柏崎岩神社境内巨木群
6	記念物	天然記念物	老大木 柏槩
7	記念物	天然記念物	八幡神社 社叢
8	記念物	天然記念物	アコウの大木
9	記念物	天然記念物	蘇鉄
10	記念物	天然記念物	御荘室手の大南天
11	記念物	天然記念物	観音ツバキ
12	記念物	天然記念物	能山様の大イチョウ
13	記念物	天然記念物	久良の大クス
14	記念物	天然記念物	岩水のオガタマノキ
15	記念物	天然記念物	赤松家の南天
16	記念物	天然記念物	戸たてずの楠
17	記念物	天然記念物	篠山山頂自然林
18	記念物	天然記念物	イヌマキ
19	記念物	天然記念物	ヤマモミジ
20	記念物	天然記念物	ウバメガシ叢林

2) 環境美化

町内全域の道路沿いや公共施設の花壇を中心として、個人や各種団体のボランティアにより植栽や手入れが行われています。

また、道路の清掃（草刈、ごみや空き缶拾い）や河川、海岸などの清掃については、地区や各種団体、企業などのボランティアにより清掃が行われているほか、生活排水路など公共的な場所についても、地区住民の協力により清掃が行われています。

(4) 地球環境

1) 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*7}第6次評価報告書において、「21世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善のシナリオにおいても、2021～2040年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性がある」と発表しています。その影響により、将来リスクとして、「生態系の構造変化、種の生息域の移動、時期の変化、水不足・食糧生産への影響、健康と福祉への影響、都市・居住地・インフラへの影響」の6つが予測されています。

地球温暖化をもたらす主な原因は、大気中に含まれる二酸化炭素の量が増加していることにあるといわれています。また、人間活動による温暖化への影響は、「可能性が極めて高い（可能性95%以上）」と表現するなど断定は避けられていましたが、第6次評価報告書では、「人間活動が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」としています。

愛媛県でも二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を「愛媛県地球温暖化防止実行計画」により基準年度（平成25年度）から令和24年度までに27%削減することを目標としています。

本町に火力発電所などはありませんが、太陽光、風力、水力発電など、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの利活用や導入を促進しなければなりません。化石燃料を使用する身近なものとして自動車がありますが、本町においては、公共交通機関が十分でないため、住民のほとんどが自家用車での移動を行っています。アイドリングストップ^{*8}や急発進、急加速をしないなど、エコドライブ^{*9}の推進や、ハイブリッド車、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及のほか、カーシェアリングの普及啓発を推進する必要があります。

また、輸送によるエネルギー削減のためにも地産地消を推進し、地元での安定供給と消費の拡大を図ることも重要です。

温室効果ガスの排出量は、私たちが便利で快適な生活をすることで増加します。家庭からの温室効果ガスの排出量の削減に向け、家庭でのエネルギーの効率的な利用などを推進し、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていくため、環境に配慮した製品の情報提供やグリーン購入制度の普及、省エネ家電等の購入・使用を促進するなど、家庭の中から地球温暖化防止を推進する必要があります。

加えて、事業者に対しても、オフィスのエコロジー活動や太陽光発電の設置等、省エネルギー機器、設備の普及啓発・導入支援を継続して実施することが重要です。

7 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：国連環境計画と世界気象機関が共催し、各国政府が指名した専門家や行政官が参加する会合。

8 アイドリングストップ：停車時にエンジンを止めること。

9 エコドライブ：車から得られる利便性を享受しつつ、CO₂の排出量を抑制するため、環境に配慮した自動車の使い方（急発進やからぶかしをしないこと）を実践すること。

2) オゾン層

オゾン層は、地上から 10~50km の成層圏にあり、太陽光に含まれる人体に有害な紫外線を吸収する働きがあります。しかし、冷蔵（冷凍）庫をはじめとする冷媒や電子部品の洗浄剤などとして使用されてきた CFC（クロロフルオロカーボン）や HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）^{※10}などの物質がオゾン層の破壊の原因となることが明らかになっています。この影響により、オゾン層は昭和 50 年代を中心に熱帯地域を除き、ほぼ全地球的に減少しました。

国際的にオゾン層破壊物質の削減に取り組んでおり、国内でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定し、特にオゾン層の破壊力が強いフロンなどの製造中止、使用削減、回収及び処分方法の確立などを推進しています。

また、改正フロン法が平成 27 年 4 月に施行され、本町としても冷凍空調機器の管理者に対し、定期点検等の適正管理や登録業者による回収などの指導を行っています。

3) 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車などから排出された硫酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、雨に取り込まれて pH（ペーハー）^{※11}が 5.6 以下となる雨です。環境省が実施した酸性雨調査では、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されています。酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼすこともあり、国境を越えた広域的な現象です。日本海側の地域では、中国大陸から飛来した汚染物質の流入が示唆されたとの調査結果がでています。現在、本町では酸性雨の影響は明らかになっていませんが、今後、河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響及び建造物や文化財への影響が懸念されます。

10 CFC（クロロフルオロカーボン）・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：いわゆるフロン的一种で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質。

11 pH（ペーハー）：水素イオン濃度

(5) 資源とエネルギーの循環・有効利用

1) 廃棄物

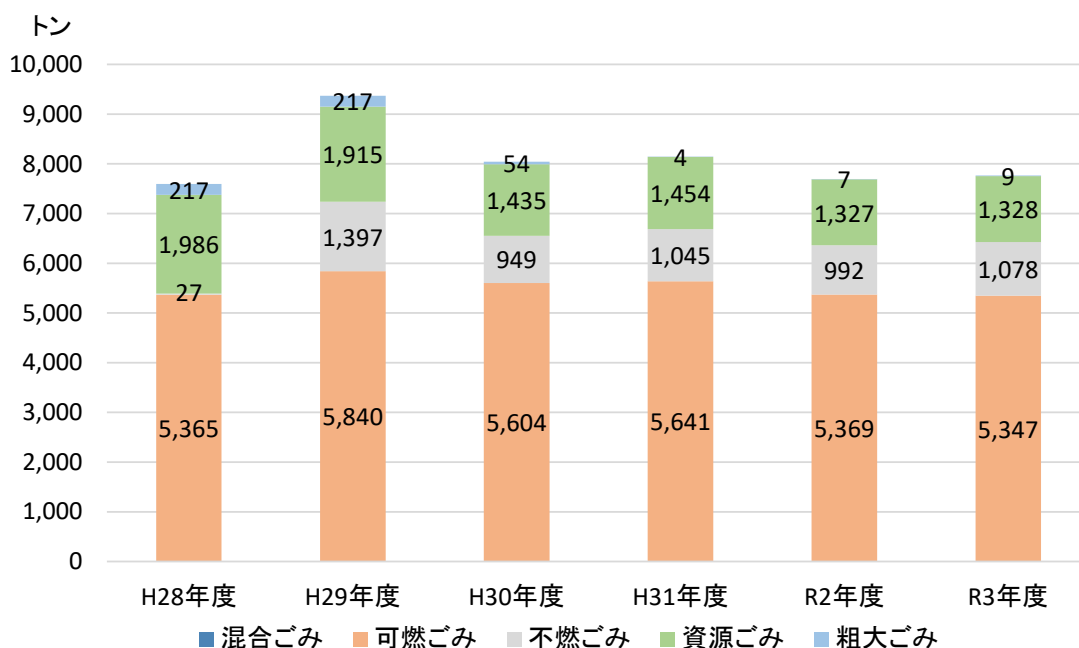
本町のごみは、可燃ごみ、資源ごみ（びん・缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール及び乾電池）及び不燃ごみに分別収集されており、令和3年度に処理されたごみの合計は7,762 t、最終処理（埋立）は324 tとなっています。平成29年10月より宇和島地区広域事務組合環境センター等で処理されており、ごみ減量化などを宇和島地区広域事務組合の構成市町とともに検討していきます。

また、廃棄物対策においては漂流・漂着ごみや不法投棄ごみの処理が問題となっています。漂流・漂着ごみは、流木や海草などだけでなく、プラスチック類や缶類などの人工物が多く、不法投棄ごみは、家電や産業廃棄物といった大規模な不法投棄は減少しているものの、ペットボトルや食品容器などの家庭系一般廃棄物のポイ捨てが後を絶たず、現在これらによる環境や景観の悪化などが懸念されています。

■ごみ処理量（令和3年度）（単位：トン）

収集区分	実施形態					合計	自家処理
	直営	委託	許可	直接搬入			
混合ごみ	0	0	0	0	0	0	—
可燃ごみ	358	4,219	770	0	5,347	—	—
不燃ごみ	48	135	895	0	1,078	—	—
資源ごみ	270	228	830	0	1,328	—	—
その他ごみ	0	0	0	0	0	—	—
粗大ごみ	0	0	0	9	9	—	—
合計	676	4,582	2,495	9	7,762	—	—

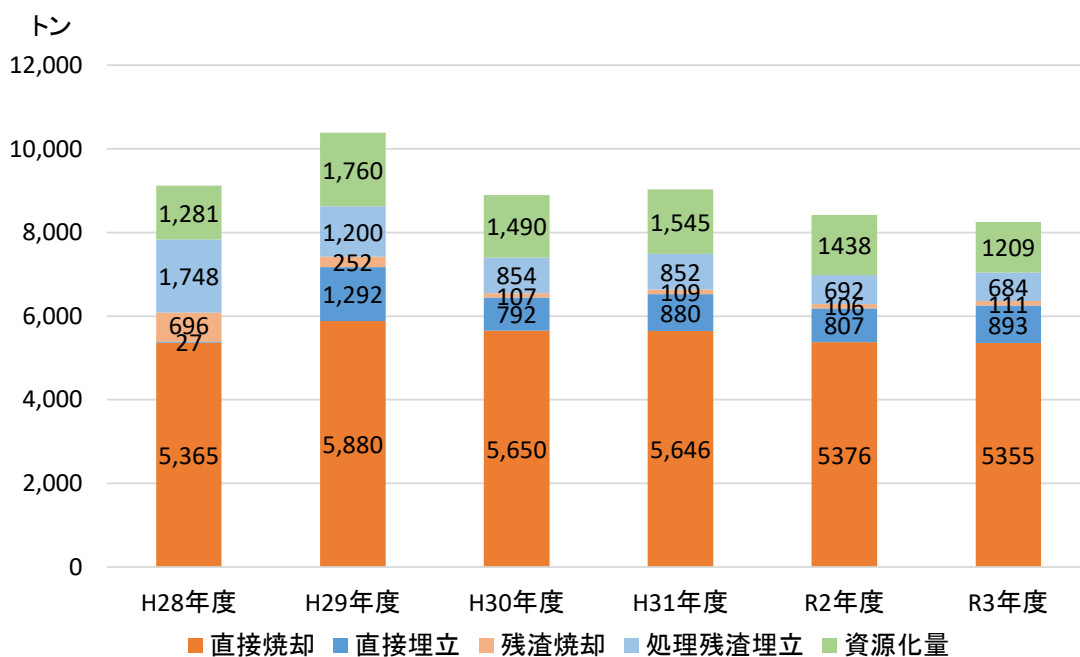
■ごみ処理量の推移



■ごみ処理の状況（令和3年度）（単位：トン）

施設の種類		処理状況	処理量 合計	直接焼却	直接埋立	残渣焼却	処理残渣 埋立	資源化量
焼却処理			6,030	5,355	—	—	324	351
焼却以外の中 間処理	粗大ごみ処理施設		186	—	—	93	0	93
	資源化等を行う施設		801	—	—	18	18	765
最終処分			1,235	—	893	—	342	—

■ごみ処理状況の推移



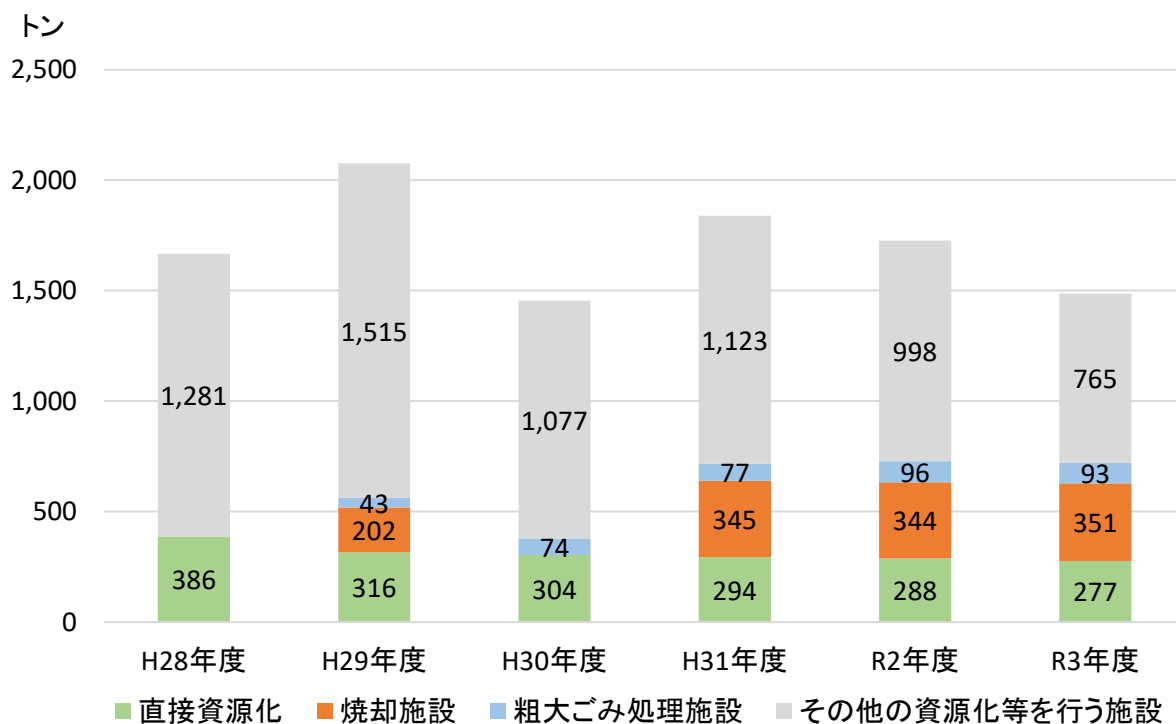
2) リサイクル

本町では、紙類などの直接資源化が 270 t、施設処理による資源化が 765 t となっており、あわせて 1,486 t のごみが資源化されています。

■資源化の状況（令和3年度）（単位：トン）

資源化の状況 資源化物 資源回収物	直接 資源化	施設処理に伴う資源化及び資源回収量								集団 回収	合計
		焼却施設	粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ飼料 化施設	メタン化 施設	ごみ燃料 化施設	セメント 等への 直接投入	その他の 資源化等 を行う施設		
紙類	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270
紙/パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	0	0	53	0	0	0	0	0	53	0	106
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0	92
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	40
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	351	40	0	0	0	0	0	580	0	978
合計	277	351	93	0	0	0	0	0	765	0	1,486

■資源化状況の推移



<ごみ処理施設などの状況>

宇和島地区広域事務組合 環境センター

処理能力： 可燃ごみ 120 t/日
不燃ごみ 9.1t/日
粗大ごみ 4.5t/日
びん類、缶類 5.2t/日
ペットボトル 1.2t/日
余熱利用： 排熱ボイラ（発電出力2,500kw）



愛南町環境衛生センター 最終処分場

埋立面積： 9,700 m²
埋立容量： 55,000 m³



(6) 環境教育

1) 環境学習

環境学習については、学校教育の中では、総合的な学習の時間などにおいて、川の浄化作用や汚水処理の仕組みに関する環境学習会を開催したり、環境美化活動などを行っています。

また、ボランティア清掃の参加者を対象にごみの分別や資源ごみの有効利用などについての学習支援を行っています。

2) 環境情報

本町では、広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを活用し、環境に関する情報提供を行っています。また、環境全般について、かんきょうかわら版を発行し、環境に関する啓発や情報提供を積極的に行っています。



第206号 (2022年9月)

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 TEL 72-7316



特集 愛南町の海洋ごみ問題！

愛南町では住民の方々や漁業関係者のボランティアによる海洋ごみの回収が町内の至る所で行われており、県内のボランティアによる回収実績では毎年トップレベルにあります。昨年度は大雨の影響もあり、約305トンの海洋ごみの回収処理を行っています。

しかしながら、船でしか行くことのできない立入困難地域の回収については運搬が難しく、危険箇所もあるため、ほとんど実施出来ていないのが現状です。



(住民の方々による回収)



(漁業者による回収)



(立入困難地域の漂着ごみ状況)



(立入困難地域で回収されたフロート)

4. 住民アンケート結果

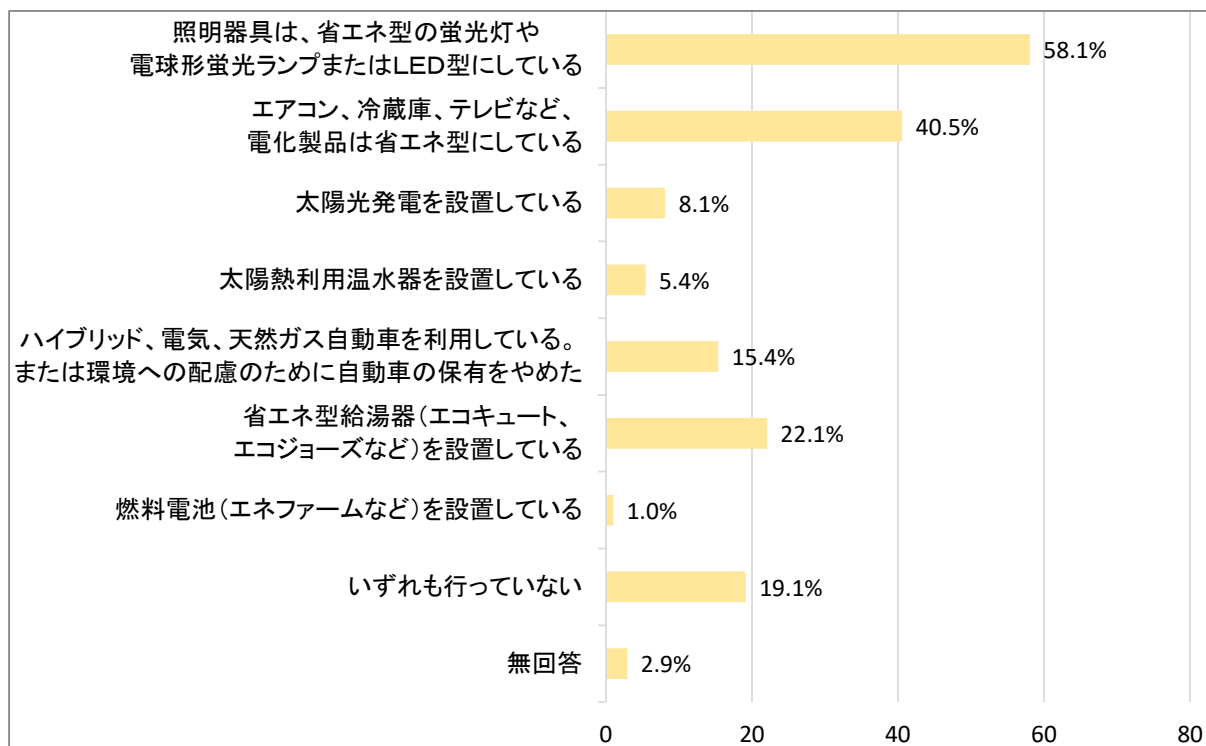
愛南町では、「第3次愛南町総合計画」における基本的指標を取得するために住民アンケートを実施しており、その中で環境に配慮した行動の実施状況等の把握を行っています。

(1) 調査概要

- 調査名 : 愛南町総合計画住民アンケート
- 調査期間 : 2022年5月1日～5月31日
- 配布・回収 : 配布数 2,000、回収数 925、回収率 46.3%

(2) 調査結果

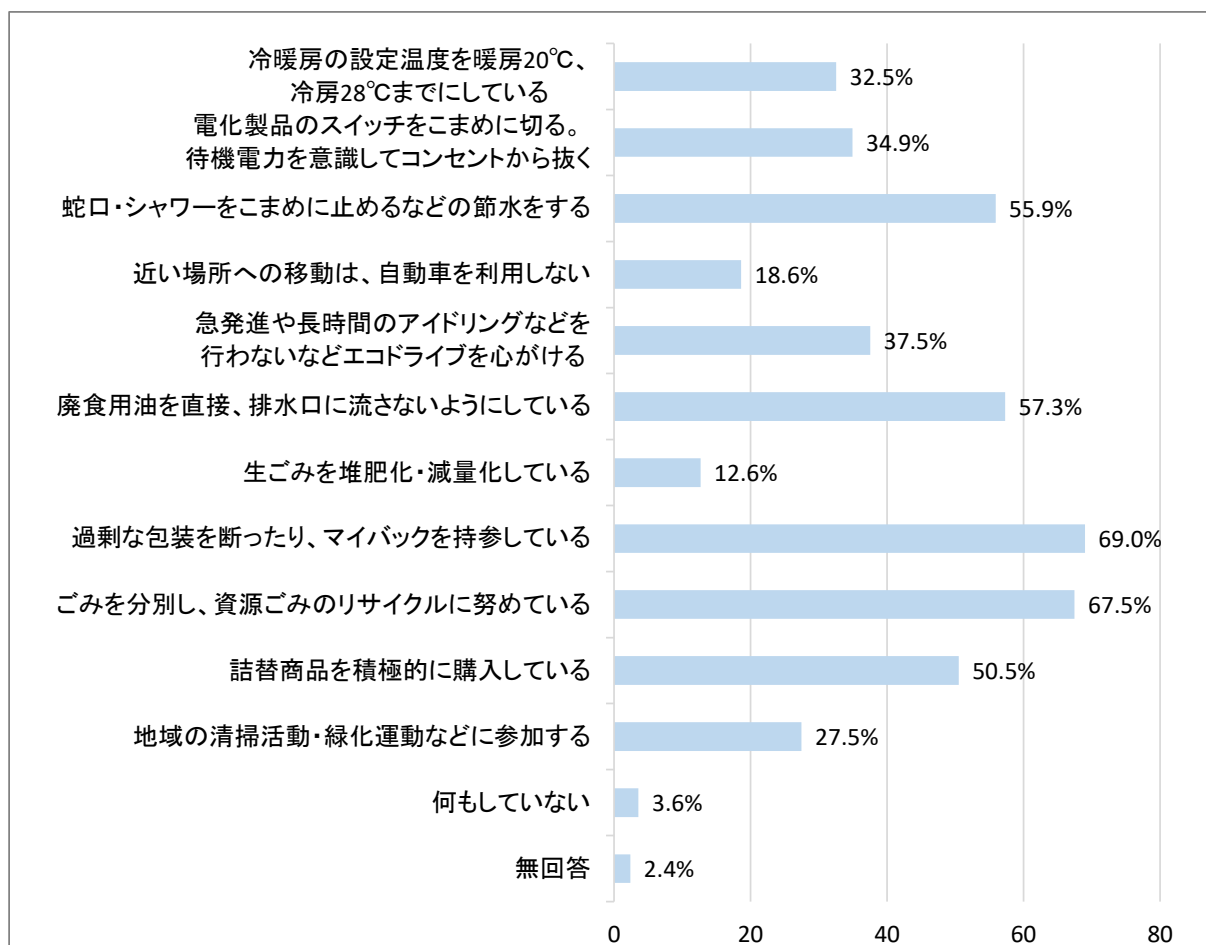
■地球温暖化防止に向けて、どのような省エネルギー機器を利用しているか



電気料金や燃料費の高騰、省エネ製品の普及などにより省エネ家電製品の利用は高い状態にあります。クリーンエネルギー自動車や太陽光発電設備などの導入も徐々には進んでいますが、未だ導入費用が高額であるため、導入率は低い水準となっています。

また、年齢別でみると、39歳以下の住民の約3割が「何もしていない」と回答しており、若い世代の意識向上が重要です。

■環境にやさしい生活の取り組みとして、どのようなことを行っているか



マイバックの利用やごみの分別、リサイクルなどの資源の有効活用、水資源の保全に関する取組みへの意識は高まっているものの、自動車利用の低減や生ごみの減量、地域での清掃活動などに参加する方が少ないという傾向が続いており、実践項目に偏りが見られます。

5. 施策の評価

<目標値の評価>

■河川水質 BOD (mg/L)

項目		基準年	現状	中間目標値	進捗状況
		H28	R3	R4	
柏川	河口付近	0.5	1.0	BOD基準10mg/L以下	→
菊川	河口付近	0.5	1.1	同上	→
長洲川	河口付近	0.5	0.8	同上	→
僧都川	河口付近	1.4	0.9	同上	→
	和口川合流部	0.9	1.3	同上	→
	長月川合流部	0.6	0.8	同上	→
	下豊田橋付近	0.6	1.4	同上	→
蓮乗寺川	山出憩いの里温泉前	0.9	1.2	同上	→
	河口付近	0.5	1.0	同上	→
	不老川合流部	1.7	1.3	同上	→
	西蓮乗寺橋付近	1.6	1.4	同上	→
惣川	赤木川合流部	1.1	1.6	同上	→
増田川	広見川合流部	0.9	1.6	同上	→
篠川	県境	0.5	0.7	同上	→

■海水質 (水深 10m地点) COD (mg/L)

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
脇本沖	0.43	0.18	環境基準2mg/L以下	→
中玉沖	0.39	0.24	同上	→
大浜沖	0.39	0.17	同上	→
愛南漁協沖	0.27	0.20	同上	→
久良湾沖	0.40	0.20	同上	→
西海支所沖	0.32	0.17	同上	→
福浦沖	0.54	0.19	同上	→
内泊沖	0.37	0.16	同上	→
左右水沖	0.33	0.17	同上	→
三ツ畑田島付近	0.35	0.31	同上	→
油袋沖	0.39	0.30	同上	→

■海底泥 硫化水素 (mg)

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
内海沖	0.018	0.013	0.2mg以下	→
御荘沖	0.070	0.098	同上	→
福浦沖	0.065	0.071	同上	→
船越沖	0.155	0.112	同上	→
久良沖	0.014	0.025	同上	→
東海・深浦沖	0.138	0.098	同上	→

■一般廃棄物及びリサイクル

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
一般廃棄物処理量(t)	7,595	7,762	7,050	↓
上記のうち焼却量(t)	5,713	6,030	5,300	↓
リサイクル率(%)	22.0	22.5	27.0以上	→
廃食用油回収量(L)	12,000	10,700	13,000	↓

■生活排水処理施設

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
合併処理浄化槽の延べ設置数(PFI)(基)	719	1,002	1,409	→
農業集落排水処理接続率(%)	86.6	86.9	93.3	→
漁業集落排水処理接続率(%)	69.6	74.5	84.8	→

■苦情通報 苦情件数 (件)

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
不法投棄	18	24	基準値以下	↓
野外焼却	5	4	同上	↑
粉塵・ばい煙	1	0	同上	↑
振動・騒音	0	2	同上	↓
悪臭	1	0	同上	↑

■環境学習 参加人数 (人)

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
環境学習会(小中学校)	198人/7校	101人/7校	継続	→

■その他環境対策 交付件数 (件)

項目	基準年	現状	中間目標値	進捗状況
	H28	R3	R4	
電気式生ごみ処理器設置助成	5	7	継続	↑
コンポスト設置助成	0	13	同上	↑

第3章 基本目標

1. 町の基本目標
2. 基本方針
3. 目標数値

第3章 基本目標

1. 町の基本目標

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

本町では、町の現況や時代潮流及び第2次総合計画の成果状況の振り返りを踏まえ、令和4年度を始期とする第3次愛南町総合計画を策定し、まちづくりの将来像を「ともに^{いっしょ}彩を育むまち いろこい あいなん」としました。この将来像を実現するため、第2次総合計画で設定した「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」、「活力ある産業を育てるまちづくり」、「自立と協働による安心安全なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」という5つの政策を第3次愛南町総合計画においても継承しています。

本計画は、総合計画の政策の中で環境に関する施策を掲げている「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を目標とし、住民、事業者、行政がそれぞれの役割において、協働による環境づくりを進めていきます。

2. 基本方針

基本目標を実現するために、環境基本条例に基づいた次の6つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 健康で安全に暮らせるまち

大気、水、土壌環境の保全に努め、公害の発生を未然に防ぐとともに、快適な生活環境を維持することで健康で安全に暮らすことができるまちをめざします。

基本方針2 豊かな自然をいつまでも誇れるまち

愛南町の海・山・里の自然や生態系を維持・保全し、豊かな自然の恵みを次世代に継承できるよう、人と自然が共生するまちをめざします。

基本方針3 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち

先人から受け継いだ歴史・文化的資源を保護・継承しながら、愛南町がもつ地域の特色を活かした潤いと安らぎのあるまちをめざします。

基本方針4 地球にやさしい行動に取り組むまち

地球温暖化防止のため、家庭や事業所での効率的なエネルギーの利用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用を促進し、自然環境・生活環境に配慮したライフスタイルへの転換に取り組むまちをめざします。

基本方針5 持続可能な循環型社会のまち

限りある資源を大切に、廃棄物を出さないライフスタイルや事業活動への転換が求められています。家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向け、地域が一体となって発生抑制、削減、再使用、再生利用に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

基本方針6 みんなが環境のことを考え行動できるまち

地域の環境について学び、理解を深めるとともに、住民一人ひとりのマナー・モラルの向上に努め、環境のことを考え協働して行動できるまちをめざします。

基本方針 1 健康で安全に暮らせるまち

●施策体系

(1) 大気環境の保全

- 1) 野外焼却対策の推進
- 2) エコドライブの推進・低公害車の利用促進
- 3) 粉塵・ばい煙対策の推進

(2) 水環境の保全

- 1) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】
- 2) 海や河川の清掃活動の推進
- 3) 海域水質の保全
- 4) 水辺植物、生物の適正な保全
- 5) 農薬・化学肥料の適正使用
- 6) 生活排水対策の推進
- 7) 親水性の確保
- 8) 環境浄化微生物活性化資材の利用促進
- 9) 水質検査の実施・公表
- 10) 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- 1) 騒音対策の推進
- 2) 振動対策の推進
- 3) 悪臭対策の推進
- 4) 風力発電事業への対応

(4) 土壌環境の保全

- 1) 土壌汚染防止対策の推進
- 2) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)
- 3) 農薬・化学肥料の適正使用

(5) 化学物質による汚染の防止

- 1) 環境汚染物質排出・移動登録(P R T R)制度の周知
- 2) ダイオキシン類対策の推進
- 3) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

(6) 不法投棄の防止

- 1) パトロールの強化
- 2) 監視カメラの設置
- 3) 放置車両や放置自転車の撤去、処分
- 4) 放置船舶の撤去、処分
- 5) 清掃活動運動の支援
- 6) 啓発活動の推進

基本方針2 豊かな自然をいつまでも誇れるまち

●施策体系

(1) 動植物の生育・生息環境の保全

- 1) 海・河川の保全
- 2) 森林の維持管理
- 3) 野生動植物の保全
- 4) 自然観察会・自然学習会の推進
- 5) 自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電の推進

基本方針3 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち

●施策体系

(1) 歴史・文化の保存・継承

- 1) 歴史・文化的資源の保全
- 2) 地域資源の活用
- 3) 景観の保全

(2) 環境美化活動の推進

- 1) 清掃活動の充実
- 2) 景観の保全（再掲）
- 3) 道路沿線の美化の推進

基本方針4 地球にやさしい行動に取り組むまち

●施策体系

(1) 地球温暖化防止対策

- 1) 温室効果ガスの削減
- 2) 野外焼却の防止
- 3) 地球環境の現状の周知
- 4) 再生可能エネルギーなどへの取組
- 5) 藻場・干潟の保全
- 6) 森林の維持管理（再掲）
- 7) エコドライブの推進・低公害車の利用促進（再掲）

基本方針5 持続可能な循環型社会のまち

●施策体系

(1) 廃棄物の発生抑制

- 1) 4R運動の推進
- 2) 生ごみ処理容器の普及
- 3) マイバッグの普及
- 4) 分別収集の推進
- 5) 4R運動の周知・啓発

(2) リサイクルの推進

- 1) リサイクルの推進
- 2) リサイクル商品の普及
- 3) 再生利用の促進
- 4) 廃食用油の活用

基本方針6 みんなが環境のことを考え行動できるまち

●施策体系

(1) 環境学習の推進

- 1) 学校における学習・教育
- 2) 家庭における学習・教育
- 3) 社会における学習・教育

(2) 環境情報の提供

- 1) 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用
- 2) 「環境月間（6月）」の周知

3. SDGsの目標と関連する施策

基本方針	施策	3	6	7	11	12	13	14	15	17
健康で安全に暮らせるまち	大気環境の保全	●		●	●		●			
	水環境の保全	●	●		●			●		
	騒音・振動・悪臭対策	●			●					
	土壌環境の保全	●			●					
	化学物質による汚染の防止	●			●					
	不法投棄の防止	●			●	●				
豊かな自然をいつまでも誇れるまち	動植物の生育・生息環境の保全							●	●	
歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち	歴史・文化の保存・継承				●					
	環境美化活動の推進				●					
地球にやさしい行動に取り組むまち	地球温暖化防止対策			●	●		●			
持続可能な循環型社会のまち	廃棄物の発生抑制				●	●				
	リサイクルの推進				●	●				
みんなが環境のことを考え行動できるまち	環境学習の推進				●					●
	環境情報の提供				●					●

第4章 施策の展開

1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）
2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）
3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち（快適環境）
4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）
5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）
6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）

第4章 施策の展開

1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）

（1）大気環境の保全

1）現状と課題

本町では空気が汚れているなどの苦情はなく、大気環境は概ね良好であるといえます。しかし、野外焼却に対する苦情が寄せられており、今後、野外焼却を防止し、良好な大気環境の維持を図っていく必要があります。

2）施策の体系と関連するSDGsの目標

（1）大気環境の保全

- 1) 野外焼却対策の推進
- 2) エコドライブの推進・低公害車の利用促進
- 3) 粉塵・ばい煙対策の推進



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

3）目標指標

目標指標	現状値	目標値
愛南町のCO ₂ 排出量（産業、家庭含む）注1	122,000tCO ₂ (令和元年度)	114,000tCO ₂ (令和7年度)
野外焼却苦情件数	4件 (令和3年度)	現状値以下 (令和9年度)
粉塵・ばい煙苦情件数	0件 (令和3年度)	現状値以下 (令和9年度)

注1 統計情報の制約上、推計の最新年度は2年のずれがあります。

4）施策の方向

① 野外焼却対策の推進

野外焼却が行われないう、監視・指導を行います。また、住民や事業者に対して野外焼却は犯罪であることを、かんきょうかわら版等で周知・啓発します。

② エコドライブの推進・低公害車の利用促進

環境負荷の軽減に配慮したクリーンエネルギー自動車の使用を推進します。また、一人ひとりがアイドリングストップなどを心がけ、ガソリン（化石燃料）の消費を減らすことができるエコドライブの推進を図ります。

③ 粉塵・ばい煙対策の推進

粉塵やばい煙により大気が汚染されることのないよう、監視・指導を行います。



急速充電中の電気自動車

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
自動車排出ガスの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公用車の更新時には、低公害車の導入を進めます。 ■ 住民・事業者の低公害車の導入を促進します。 ■ エコドライブを進めます。 ■ アイドリングストップに対する意識啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低公害車の導入を進めます。 ■ エコドライブを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低公害車の導入を進めます。 ■ エコドライブを進めます。
公共交通機関や自転車などの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通行者や自転車利用に配慮した道づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近距離での自動車利用を控え、自転車や徒歩で移動するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内など、近距離は自転車や徒歩で移動するようにします。
汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設における汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を図ります。 ■ 住民や事業者の汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
野外焼却の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野外焼却が犯罪となることを周知します。 ■ 野外焼却の監視・指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野外焼却をしません。 ■ 野外焼却の監視などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物は適正に処理します。
粉塵・ばい煙汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 粉塵やばい煙の排出規制に沿った監視・指導を実施します。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ ばい煙や汚染水の排出抑制と適正管理に努めます。
広域的対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ PM2.5 や酸性雨など行政区域を越えて発生する問題に対して、関係機関との連携のもと、監視や調査を行い、住民に対し迅速な情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な環境問題に関心をもち、幅広い環境への意識を向上させ、問題発生時にも対応できるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な環境問題に対する情報を収集し、公害防止に努め、事業所からの原因物質等の排出抑制対策などを行います。

(2) 水環境の保全

1) 現状と課題

本町は、県下でも汚水処理人口普及率が低く、生活雑排水による河川や海への影響が懸念されることから、さらなる水環境の保全が求められています。

平成 22 年度より P F I 手法による町営浄化槽整備推進事業を開始し、合併処理浄化槽の普及と適正管理を推進しています。また、平成 27 年度よりし尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されており、水環境の問題については、住民、事業者、行政がお互いの理解を深め、協力して取り組んでいく必要があります。

2) 施策の体系と関連する S D G s の目標

(2) 水環境の保全

- 1) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】
- 2) 海や河川の清掃活動の推進
- 3) 海域水質の保全
- 4) 水辺植物、生物の適正な保全
- 5) 農薬・化学肥料の適正使用
- 6) 生活排水対策の推進
- 7) 親水性の確保
- 8) 環境浄化微生物活性化資材の利用促進
- 9) 水質検査の実施・公表
- 10) 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



14 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
公共水域の水質の基準達成率	75.0% (令和3年度)	100% (令和9年度)
農業・漁業集落排水処理施設への接続率	82.7% (令和3年度)	87.7% (令和9年度)
汚水処理人口普及率	48.8% (令和3年度)	66.0% (令和9年度)
合併浄化槽設置基数	2,292基 (令和3年度)	2,802基 (令和9年度)
廃食用油回収量	10,700ℓ (令和3年度)	14,000ℓ (令和9年度)

4) 施策の方向

重点

① ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを住民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

② 海や河川の清掃活動の推進

美しい水環境を保つため、海や河川に捨てられているごみの清掃活動を支援します。また、きれいな場所にはポイ捨てや不法投棄がされにくいと考えられるため、常にきれいに保つよう努めます。

③ 海域水質の保全

海域水質の調査地点で得た数値が著しく悪化した場合は、漁協と協力して原因究明とその水質改善を図ります。

④ 水辺植物、生物の適正な保全

本町に生育・生息している水辺植物、生物の適正な保全を図り、水質浄化を促進します。

⑤ 農薬・化学肥料の適正使用

農薬・化学肥料の軽減を推奨するとともに、農協の協力により農薬の管理及び unnecessary 農薬の回収（有料）などを行います。

⑥ 生活排水対策の推進

農業・漁業集落排水施設整備区域では未接続世帯に接続（加入）の推進を図ります。その他の区域では、PFI手法により、合併処理浄化槽の整備促進を効率的に行うとともに、良質なサービスの提供を行います。また、生活排水の適正処理を進めるため、単独処理浄

化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

⑦ 親水性の確保

河川改修時には自然の水質浄化能力を妨げないように計画し、親水性の確保に努めます。

⑧ 環境浄化微生物活性化資材の利用促進

環境浄化微生物活性化資材は、悪臭及び汚れを安全に分解することで、消臭又は家庭からの排水の水質を改善します。環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助金を交付し、利用促進に努めることで、町全体の水質改善を図っていきます。

⑨ 水質検査の実施・公表

水質の保全を図るため、毎年河川及び海水の水質検査を実施し、その検査結果を住民にホームページ等を通じて公表します。

⑩ 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応

漂流ごみ及び海底ごみについては、食品包装材、レジ袋、発泡スチロール、プラスチック、金属類が主体となっており、生活ごみが主な発生源になっていると考えられます。海岸管理者、町、ボランティア団体、漁業者等が連携して回収し、適正に処理する取組を進めます。また、海のマイクロプラスチックについては生態系への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努めます。



河川などでの水質検査



プラスチックごみの回収活動

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
健全な水循環の維持	■水源涵養林の保全・育成に努めます。	■緑の羽根募金など、水源涵養林の保全・育成に協力します。	■緑の羽根募金など、水源涵養林の保全・育成に協力します。
	■農地や緑地などの雨水浸透面を保全するとともに、透水性舗装や浸透ますなどを整備し、雨水の地下浸透を維持・促進します。	■宅地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。	■敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。 ■雨水の有効利用を進めます。
水辺や水域の自然浄化能力の保全・回復	■護岸改修に際しては、国や県の協力のもと、環境に配慮した整備を進めます。	■水辺の植物や水域の管理に協力します。	■水辺の植物や水域の管理に協力します。
農業・漁業集落排水施設の適正管理	■農業・漁業集落排水施設の適正管理及び適正指導を実施します。	■農業・漁業集落排水施設の使用可能者は、早急な接続に努めます。	
合併処理浄化槽及び民間の事業所排水処理施設などの適正管理	■合併処理浄化槽への転換を推進します。 ■合併処理浄化槽の適正管理・適正指導を実施します。 ■事業所排水処理施設の適正管理・適正指導を実施します。	■合併処理浄化槽の設置と適正な管理を進めます。	■事業所排水処理施設の整備を進め、適正な管理に努めます。
生活排水対策	■廃食用油回収、各種啓発事業などを推進します。	■廃食用油の適正な処理など、生活排水対策に協力します。	
宇和海の水質浄化対策	■自然の力を利用した手法など、新たな浄化対策について関係機関に調査研究を働きかけます。	■水質浄化に関わる取組に積極的に協力します。	■水質浄化に関わる技術開発を進め、積極的に協力します。
水路の浄化対策	■水路の清掃に関してボランティアを育成支援します。	■側溝、水路などの清掃活動に協力します。	■側溝、水路などの清掃活動に協力します。
環境微生物の利用促進	■環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助することで利用促進を図ります。	■環境浄化微生物活性化資材の利用に協力します。	
海洋ごみ対策	■海洋ごみの回収システムを構築することで海洋環境の保全を図ります。	■海洋ごみの発生抑制に努め、回収活動に協力します。	■海洋ごみの発生抑制に努め、回収活動に協力します。 ■廃資材のリサイクル、適正処理に努めます。

(3) 騒音・振動・悪臭対策

1) 現状と課題

本町では、年間数件の野外焼却による煙の臭い、家畜や生活排水などの臭気、建設作業による騒音や振動などによる苦情が寄せられています。現在、比較的良好な環境にあるといえますが、比較的温厚な人が多い土地柄のため、これらの問題が顕在化されにくいことが考えられます。今後も事業所及び家庭からの騒音、振動及び悪臭対策を図っていく必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- 1) 騒音対策の推進
- 2) 振動対策の推進
- 3) 悪臭対策の推進
- 4) 風力発電事業への対応



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
騒音苦情件数	2件 (令和3年度)	現状値以下 (令和9年度)
悪臭苦情件数	0件 (令和3年度)	現状値以下 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 騒音対策の推進

建設作業などにおける騒音やカラオケ及びペットの鳴き声などの生活騒音の防止について広報・啓発を図ります。

② 振動対策の推進

公共工事などにおける振動の防止対策を推進します。

③ 悪臭対策の推進

発生源者に対し適切な指導を行うなど、悪臭の防止対策を推進します。また、環境浄化微生物活性化資材を利用した悪臭対策を推進します。

④ 風力発電事業への対応

現在、民間事業者によって風力発電事業が展開されています。法律等に則って事業を実施するよう指導するとともに、風力発電機による騒音などの被害が出ないよう民間事業者とその対策を検討します。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
自動車騒音・振動の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、生活空間への影響に配慮した道路網の整備に努めるとともに、低騒音型舗装や植樹帯の整備など、沿道環境の改善を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> からぶかしはやめ、アイドリングストップを心がけます。 違法改造をやめ、車両は適正な状態で使用します。 	<ul style="list-style-type: none"> からぶかしはやめ、アイドリングストップを心がけます。 車両の適正な管理、使用に努めます。
近隣騒音の防止	<ul style="list-style-type: none"> 近隣騒音の防止のため、普及・啓発などの対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> カラオケ及びペットの鳴き声などによる近隣騒音の防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> カラオケなどの近隣騒音の防止に努めます。
事業所及び建設作業騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、騒音や振動の監視・観測とともに、必要に応じて指導・規制に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型の機械を使うなど、騒音・振動の発生を抑制します。 防音壁など防音施設の設置を進めます。
悪臭規制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら悪臭の規制を推進し、対象事業所への指導を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> 事業所における悪臭防止に努めます。

(4) 土壌環境の保全

1) 現状と課題

現在、本町には土壌汚染対策法に基づいて指定された汚染区域はありません。

しかし、不法投棄された廃棄物から有害物質が漏れ出し、土壌汚染を引き起こす可能性があることから、今後、不法投棄撲滅を推進し、土壌環境の保全を図る必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(4) 土壌環境の保全

- 1) 土壌汚染防止対策の推進
- 2) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)
- 3) 農薬・化学肥料の適正使用



3 すべての人に健康と福祉を
すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



11 住み続けられるまちづくりを
住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
不法投棄苦情件数	30件 (令和3年度)	12件 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 土壌汚染防止対策の推進

今後も土壌が汚染されることのないように県と連携して未然防止に向けた監視活動を行います。

② ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを住民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

③ 農薬・化学肥料の適正使用

農薬・化学肥料の軽減を推奨するとともに、農協の協力により農薬の管理及び unnecessary 農薬の回収(有料)などを行います。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
調査・測定などの適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携のもと、土壌汚染の現状把握に努め、環境基準を遵守するよう指導・規制を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壌汚染に係る環境基準を遵守します。
土壌汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有害物質の排水規制、農薬の適正な管理・指導を行います。 ■ 減農薬、減化学肥料による農業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農薬や化学肥料などの適正使用を進めます。 ■ 有機栽培によってつくられた作物を積極的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有機塩素系化合物など、有害物質の適正な管理に努めます。 ■ 汚染水の排出抑制と適正管理に努めます。 ■ 農薬や化学肥料などの適正使用を進めます。 ■ 有機物肥料を利用した作物づくりを推進します。
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄が犯罪であることを周知します。 ■ 不法投棄防止のパトロールを実施します。 ■ 有害物質が不法投棄ごみから出ることを周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄をしません。 ■ 不法投棄の監視などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物は適正に処理します。

(5) 化学物質による汚染の防止

1) 現状と課題

現在、県が実施しているダイオキシン類環境調査において、本町の大気、水質、底質及び土壌は、すべて環境基準を達成していますが、不法投棄された廃棄物からは、有害物質が漏れ出し、環境破壊を引き起こす可能性があります。今後もダイオキシン類や有害化学物質に関する情報収集及び提供を行い、不法投棄撲滅を推進し、化学物質による汚染防止に努めていく必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(5) 化学物質による汚染の防止

- 1) 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知
- 2) ダイオキシン類対策の推進
- 3) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】（再掲）



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
不法投棄苦情件数	30件 (令和3年度)	12件 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知

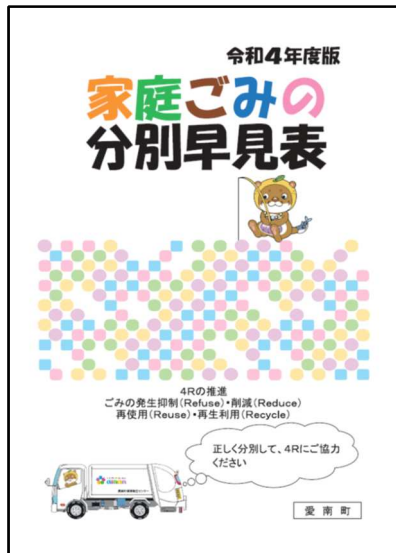
環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知を図り、事業所での化学物質の適正管理を国・県と連携して行います。

② ダイオキシン類対策の推進

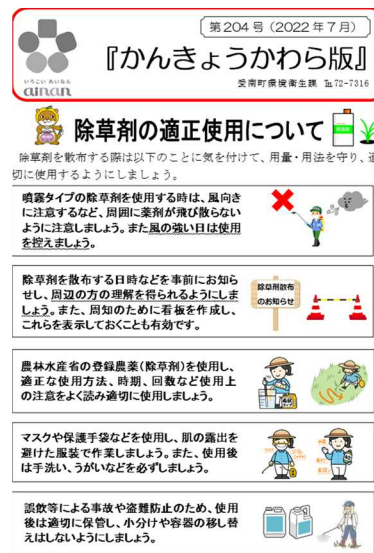
ごみ分別の徹底や野外焼却の防止などを促進し、ダイオキシン類の発生を防止するよう努めます。

③ ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】（再掲）

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを住民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。



分別早見表の世帯配布



かんきょうかわら版での周知

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質などに関する最新情報を把握し、住民や事業者への情報提供に努めるとともに、適正な使用、管理に関する指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や殺虫剤の適正使用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質などの適正な使用・管理・処分に努めます。 法令に基づき、対象化学物質の環境への排出量や廃棄物としての場外への移動量を把握し、公表します。

(6) 不法投棄の防止

1) 現状と課題

本町には、海や山林へのごみの不法投棄が多くあります。現在、不法投棄巡視員(2名)と監視員(25名)によるパトロールを実施し、不法投棄の防止、早期発見に努めるとともに町内に監視カメラを設置して監視体制を強化しています。今後も不法投棄をさせない環境を作るため、継続的な対策が必要です。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(6) 不法投棄の防止

- 1) パトロールの強化
- 2) 監視カメラの設置
- 3) 放置車両や放置自転車の撤去、処分
- 4) 放置船舶の撤去、処分
- 5) 清掃活動運動の支援
- 6) 啓発活動の推進



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
不法投棄苦情件数	30件 (令和3年度)	12件 (令和9年度)

4) 施策の方向

重点

① パトロールの強化

不法投棄巡視員や行政協力員、警察など関係機関との協力関係を強め、不法投棄を防止するためのパトロール強化に努めます。

② 監視カメラの設置

不法投棄が頻繁に行われる場所に監視カメラを設置し、監視体制の強化に努めます。

③ 放置車両や放置自転車の撤去、処分

町道に自動車や自転車などが放置された場合は、警察の協力を求めて撤去していき、放置者が判明した場合は、その者の責任において撤去を指導します。

④ 放置船舶の撤去、処分

放置されている廃船は、警察や海上保安部の協力を求め、漁協と協力して対応し、放置者が判明した場合は、その者の責任において撤去を指導します。

⑤ 清掃活動運動の支援

地区やボランティアによる美化清掃活動を支援します。また、町内に花の植栽を推進している「花いっぱい運動」実践団体の支援により、花と緑のネットワーク形成に努め、ごみを捨てにくい環境を創出します。

⑥ 啓発活動の推進

住民のモラル向上を図るため、広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ及びパンフレットなどによる啓発活動を推進します。また、不法投棄防止のため、宇和島地区広域事務組合環境センター及び愛南町環境衛生センターで取り扱わないごみの処理先の周知と適正なごみの分別の啓発に努めます。



監視カメラの設置



不法投棄巡視車によるパトロール

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄が犯罪であることを周知します。 ■ 巡視員などによる監視の強化を図ります。 ■ 警察と協力し、投棄者の摘発・指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。 ■ 不法投棄の監視・摘発に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物は適正に処理します。
ボランティア清掃の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体などによる清掃活動などの支援を行います。 ■ 清掃活動などに参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力します。

2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）

（1）動植物の生育・生息環境の保全

1）現状と課題

本町には、篠山のアケボノツツジをはじめ、多くの貴重な動植物が生育・生息しています。今後も動植物の生育・生息環境の保全に努め、本町の美しい自然を次世代に受け継いでいく必要があります。

2）施策の体系と関連するSDGsの目標

（1）動植物の生育・生息環境の保全

- 1）海・河川の保全
- 2）森林の維持管理
- 3）野生動植物の保全
- 4）自然観察会・自然学習会の推進
- 5）自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電の推進



海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

3）目標指標

目標指標	現状値	目標値
県レッドデータブック掲載の希少な動植物 注1	47種 (令和2年度)	47種 (令和9年度)

注1：第2章-3（2）自然環境を参照

4）施策の方向

① 海・河川の保全

良好な自然形態を残す多自然型の河川については、その状態を維持するように努めます。また、各水系に定点を設けて定期的に水質調査を実施し、その結果を住民に公表することで水質保全に対する意識向上に努めます。

また、近年、藻場・浅場の海洋生態系が炭素吸収源「ブルーカーボン」と呼ばれ、地球温暖化の防止に貢献していると認められています。本町の沿岸浅海部には多くの藻場・干潟を有することから、ブルーカーボンを効率的に活用するため、沿岸部の適切な維持管理に努めます。

② 森林の維持管理

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。また、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしており、地球温暖化の防止に貢献しています。このような森林の持つ機能を維持保全するため、森林資源の持続的な利用と森林の適切な維持管理に努めるとともに植林など森林の育成に努めます。

③ 野生動植物の保全

自然公園に指定されている「足摺宇和海国立公園・宇和海海中公園地区」、「篠山県立自然公園」などは、多くの動植物が生育・生息していることから、これらの動植物の多様性の保全に努めます。

④ 自然観察会・自然学習会の推進

各団体の開催する野鳥、海洋生物及び水辺の生き物などの自然観察会について、積極的に広報し広く住民に参加していただけるよう推進を図ります。

⑤ 自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電の推進

現在、民間事業者によって大型風力発電をはじめとした再生可能エネルギー発電事業が展開されています。法律や条例等に則って事業を実施するよう指導するとともに、施設の建設によって動植物の生育・生息環境や近隣住民の生活環境に影響が及ばぬよう事業者とその対策を検討します。



森林の計画的な保全・整備



生き物などの自然観察会

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
生物の生息環境の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携のもと、生物の生息状態の実態把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物調査などに協力します。 ■ 外来動植物の持込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物調査などに協力します。 ■ 外来動植物の持込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめます。
貴重な植生の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貴重な植生の保護に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海水浴など、海浜の利用時には、自然環境に配慮し、ごみなどを捨てないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海にごみなどを捨てないようにします。
水域や水辺の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水質検査を実施し、町を取りまく水域の水質浄化に関する情報を公表します。 ■ 水鳥の生息地を保存するため、水域や水辺の環境保全に努めます。 ■ 沿岸域の藻食性生物の駆除作業や海藻類の母藻の設置作業、モニタリング調査などを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物の生育環境の保全・創出に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物の生育環境の保全・創出に協力します。 ■ 漁業従事者や関係団体が連携して漁場環境の改善や海岸漂着ごみの回収など沿岸域の環境保全に取り組みます。
環境に配慮した農林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有機性廃棄物を有効活用した堆肥を利用するなど、環境に配慮した農業技術の普及を図ります。 ■ 森林の効率的な施業や適切な保護など森林整備に対する支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元の農作物を使った料理を心がけます。 ■ 森林経営計画に基づき、適切に経営管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲食店などでは、地元の農作物を使った料理を心がけます。 ■ 森林を適正に管理するため、植林や下刈、間伐などの森林施業を行います。
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園・緑地の整備を進め、自然環境の維持・保全を図ります。 ■ 地域にあった特色ある公園・緑地の整備を進め、これらの持つ環境保全機能の活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身の回りの緑を大切にし、地域の緑化活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身の回りの緑を大切にし、地域の緑化活動に協力します。

3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち(快適環境)

(1) 歴史・文化の保存・継承

1) 現状と課題

本町には歴史・文化的価値のあるものが多くあり、今後はこれらの地域資源を保全し、継承していく必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(1) 歴史・文化の保存・継承

- 1) 歴史・文化的資源の保全
- 2) 地域資源の活用
- 3) 景観の保全



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
指定文化財のき損、滅失、亡失、盗難件数	0件 (令和3年度)	0件 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 歴史・文化的資源の保全

町内の歴史・文化的価値のある資源を適切に保全するとともに、これらに関する情報提供に努めます。

② 地域資源の活用

歴史や文化を知るための講座などを開催し、住民にその価値を知ってもらうよう広報・啓発に努めます。

③ 景観の保全

鹿島や脇本の浜、内海の海浜などの美しい景観の保全に努めます。



地域資源に関する学習講座

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
文化財の保存継承	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種文化財の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種文化財にふれ、その価値を知り、保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域の事業所単位で文化財の保全に協力します。
海浜景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内海地域の国道 56 号沿いの保安林の保全に努めます。 ■ 美しい海浜景観の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海浜の清掃活動などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海浜の清掃活動などに協力します。
景観の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街路・公園・港湾などの公共施設整備を景観に配慮して進め、景観の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅などの建設に際しては周辺環境との調和に努めるなど、景観づくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設整備や看板設置に際しては、周辺環境や行政施策との調和に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設や沿道の緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宅地内の緑化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内の緑化を進めます。

(2) 環境美化活動の推進

1) 現状と課題

本町では、各地区においてボランティア清掃が行われており、今後も環境美化活動の情報提供や参加の呼びかけを積極的に行うなど環境美化活動を推進していく必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(2) 環境美化活動の推進

- 1) 清掃活動の充実
- 2) 景観の保全（再掲）
- 3) 道路沿線の美化の推進



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
不法投棄苦情件数	30件 (令和3年度)	12件 (令和9年度)
地域との連携による美化運動の実施	9回/年 (令和3年度)	14回/年 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 清掃活動の充実

現在、各地区においてボランティアによって清掃活動が行われており、今後もこの活動を支援していきます。

② 景観の保全（再掲）

景観資源である優れた農山漁村の景観を将来にわたって維持できるよう、保全に努めます。

③ 道路沿線の美化の推進

今後もボランティアなどによる道路沿線の美化の推進を図ります。



国道花壇の美化活動



ボランティアと連携による清掃活動

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
美しい海岸線の維持	<ul style="list-style-type: none"> ■住民や事業者、釣り客らとの協力のもと、海浜地の定期的な清掃を支援し、美しい海岸の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■海浜地の清掃に協力します。 ■釣りなどのレクリエーションをする時は、ごみを持ち帰るなど、環境美化に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■海浜地の清掃に協力します。
ごみの投げ捨て防止	<ul style="list-style-type: none"> ■漁港・港湾施設や観光施設でのごみの投げ捨てを防止し、環境美化を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■空き缶などごみの投げ捨てはやめ、環境美化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■空き缶などごみの投げ捨てはやめ、環境美化に努めます。
環境美化に関する意識啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■不法投棄や散乱ごみのないまちをめざし、啓発活動を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加します。 ■花や緑の植栽に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加します。 ■花や緑の植栽に協力します。

4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）

（1）地球温暖化防止対策

1）現状と課題

地球温暖化をもたらす主な原因は、大気中に含まれる二酸化炭素の量が増加していることにあるといわれ、人間の活動による温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いと報告されています。

日本では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言しています。目標実現のためには温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と合わせ、農林水産や防災、健康分野等の地域特性に応じた「適応策」を車の両輪として、地球温暖化防止対策を強化することとしています。「緩和策」では、温室効果ガスの排出量を大幅に削減するため、再生可能エネルギー、省エネルギー、EV/PHEV/FCVの利用等による排出削減を図るとともに、森林やブルーカーボンによる温室効果ガスの吸収増加など、地域の特性や気候風土に応じて適切な対策を組み合わせることで実行することが求められます。

住民の地球温暖化に対する意識は高くなっており、今後、地球規模の環境問題を一人ひとりが自分の問題として捉え、地球にやさしい行動をしていく必要があります。具体的には、日常生活で生じる資源・エネルギーの消費やごみの排出などによる環境への負荷を減らしていくほか、商品の購入時に環境配慮型商品や地元産や旬のものといった環境負荷の少ないものを選ぶなど、日常的な環境への意識向上に取り組めます。

2）施策の体系と関連するSDGsの目標

（1）地球温暖化防止対策

- 1）温室効果ガスの削減
- 2）野外焼却の防止
- 3）地球環境の現状の周知
- 4）再生可能エネルギーなどへの取組
- 5）藻場・干潟の保全
- 6）森林の維持管理（再掲）
- 7）エコドライブの推進・低公害車の利用促進（再掲）



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



11 住み続けられるまちづくりを
住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
愛南町のCO ₂ 排出量（産業、家庭含む）注1	122,000tCO ₂ (令和元年度)	114,000tCO ₂ (令和7年度)
再生可能エネルギー設備の導入容量 注2	41,467kW (令和2年度)	75,500kW (令和8年度)

注1 統計情報の制約上、推計の最新年度は2年のずれがあります。

注2 統計情報の制約上、推計の最新年度は1年のずれがあります。

4) 施策の方向

重点

① 温室効果ガスの削減

CO₂などの温室効果ガスを削減するため、「COOL CHOICE」（脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組）を推進し、ごみ排出抑制や分別の徹底、省エネ家電の導入、住宅等の高断熱化などの省エネルギー行動、クールビズ・ウォームビズによる節電及び節水など脱炭素社会の実現に向けた取組みを展開していきます。

町としては、令和4年度に「第4次愛南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町職員がそれぞれの職場で日常的に取り組むべき項目について、職場に応じた取組の推進に努めます。公共施設においては、施設の改修などにあわせてLED照明への交換や環境性能に優れた設備への入替えを検討します。

また、本町は森林が町域面積の約6割を占め、沿岸浅海部には多くの藻場・干潟を有しています。温室効果ガス排出量の削減目標は、温室効果ガス排出量の削減見込み量の積み上げにより設定するため、森林やブルーカーボンによる吸収量については削減目標値には含まれませんが、長期的にみてカーボンニュートラルを実現するうえで重要です。そのため、森林や藻場・干潟の適正な管理に努め、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図ります。

② 野外焼却の防止

野外での廃棄物の焼却により、ダイオキシンが大気中に排出される可能性があります。また、ばい煙や悪臭で、生活環境に支障が生じるおそれがあることから、その危険性の周知を図り、野外焼却の防止に努めます。

③ 地球環境の現状の周知

地球の危機的状況を住民に周知するため、広報・啓発に努めます。

④ 再生可能エネルギーなどへの取組

環境負荷が少ない循環型社会システムをめざし、住民、事業者及び行政が再生可能エネルギーや省エネルギーに対する認識を深め、それぞれが太陽光発電、風力発電、バイオマ

ス発電^{*12}などの導入を検討し、エネルギー・温暖化対策について取り組みます。

町としては、平成 25 年度に「再生可能エネルギービジョン」、平成 27 年度には「農山漁村再生可能エネルギー基本計画」を策定しています。また、平成 28 年度には「豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する条例」を制定し、自然環境・生活環境に配慮した発電施設の導入を促進し、再生可能エネルギーを利用したまちづくりをめざします。

自然環境への負荷を低減する新エネルギー利用機器（太陽光発電システム、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、ガスコージェネレーションシステム、ホームエネルギーマネジメントシステム、クリーンエネルギー自動車、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及拡大を図るため、新エネルギー等導入促進補助金により機器導入を支援します。

⑤ 藻場・干潟の保全

本町の沿岸浅海部に分布する藻場・干潟は、希少な動植物の生息・生育の場や良好な漁場環境だけでなく、温室効果ガスの吸収源「ブルーカーボン」として働くことが期待されています。ブルーカーボンの機能を活用するため、藻場・干潟の適切な維持管理に努めるとともに、海浜清掃やガンガゼウコの除去、藻類養殖の推進など藻場・干潟の形成に努めます。

⑥ 森林の維持管理（再掲）

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。また、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしており、地球温暖化の防止に貢献しています。このような森林の持つ機能を維持保全するため、森林資源の持続的な利用と森林の適切な維持管理に努めるとともに植林など森林の育成に努めます。

⑦ エコドライブの推進・低公害車の利用促進（再掲）

環境負荷の軽減に配慮したクリーンエネルギー自動車の使用を推進します。また、一人ひとりがアイドリングストップなどを心がけ、ガソリン（化石燃料）の消費を減らすことができるエコドライブの推進を図ります。



太陽光発電システムの設置



ウニ除去による藻場形成

12 バイオマス発電：食品廃棄物や家畜のふん尿、木くずなどを発酵させ、発生したメタンガスを燃料として発電するもの。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携のもと、温暖化の状況や温室効果ガスの排出状況の把握のために必要な情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境家計簿など、温室効果ガスの排出量の把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出量の把握に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー、省エネルギーなど、あらゆる施策を有機的に組み合わせ、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活習慣の見直しや省エネ製品の購入などにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境管理システムを導入するなどして、温室効果ガス排出量の削減に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するとともに快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」(COOL CHOICE)を推進します。 ■ 公共施設における汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を図ります。 ■ 住民や事業者の汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に取り組むため、再生可能エネルギー設備を導入し、利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備更新時に省エネ設備や再生可能エネルギー設備を導入し、省エネを推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沿岸域の藻食性生物の駆除作業や海藻類の母藻の設置作業、モニタリング調査などを支援します。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 漁業従事者や関係団体が連携して漁場環境の改善や海岸漂着ごみの回収など沿岸域の環境保全に取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の効率的な施業や適切な保護など森林整備に対する支援を行います。 ■ 木材製品の利用、地域材を活用した木造住宅の建築を推進し、炭素貯蔵効果を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林経営計画に基づき、適切に経営管理を行います。 ■ 住宅を新築・購入する際、木造住宅を選択します。また、木材製品を積極的に使用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林を適正に管理するため、植林や下刈、間伐などの森林施業を行います。

5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）

（1）廃棄物の発生抑制

1）現状と課題

令和3年度における本町のごみの処理量は7,762t、最終処理（埋立）は324tとなっています。今後さらに、ごみ減量化に取り組んでいく必要があります。

2）施策の体系と関連するSDGsの目標

（1）廃棄物の発生抑制

- 1）4R運動の推進
- 2）生ごみ処理容器の普及
- 3）マイバッグの普及
- 4）分別収集の推進
- 5）4R運動の周知・啓発



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する

3）目標指標

目標指標	現状値	目標値
最終処分量	1,235t (令和3年度)	1,096t (令和9年度)
町民一人当たりのごみの排出量	632g/日 (令和3年度)	587g/日 (令和9年度)
町民一人当たりの廃棄物処理費用	10,306円 (令和3年度)	11,524円 (令和9年度)

4）施策の方向

重点

① 4R運動の推進

ごみの発生量は、排出抑制や分別の徹底等により減少傾向にあります。さらなるごみの発生抑制、削減、再使用及び再生利用を進めることにより、環境への負荷を考慮した循環型社会をめざします。

② 生ごみ処理容器の普及

生ごみを資源として活用するため、生ごみ処理容器によるごみの堆肥化を推進します。また、生ごみ処理容器の購入に対して支援します。

③ マイバッグの普及

買物時にマイバッグ^{*13}を持参することを推奨していきます。

④ 分別収集の推進

宇和島地区広域事務組合と連携しながら分別方法の検討を行い、さらなる分別収集を進め資源回収の徹底を推進します。

令和4年4月施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルを実施します。

⑤ 4R運動の周知・啓発

住民や事業者が積極的に4R運動に取り組んでいけるように、3R(4R)推進月間に啓発や広報活動を行います。

また、環境学習会などの機会を利用し、住民へのごみ減量化やリサイクル関連に関する意識の向上を図ります。



小型家電の回収

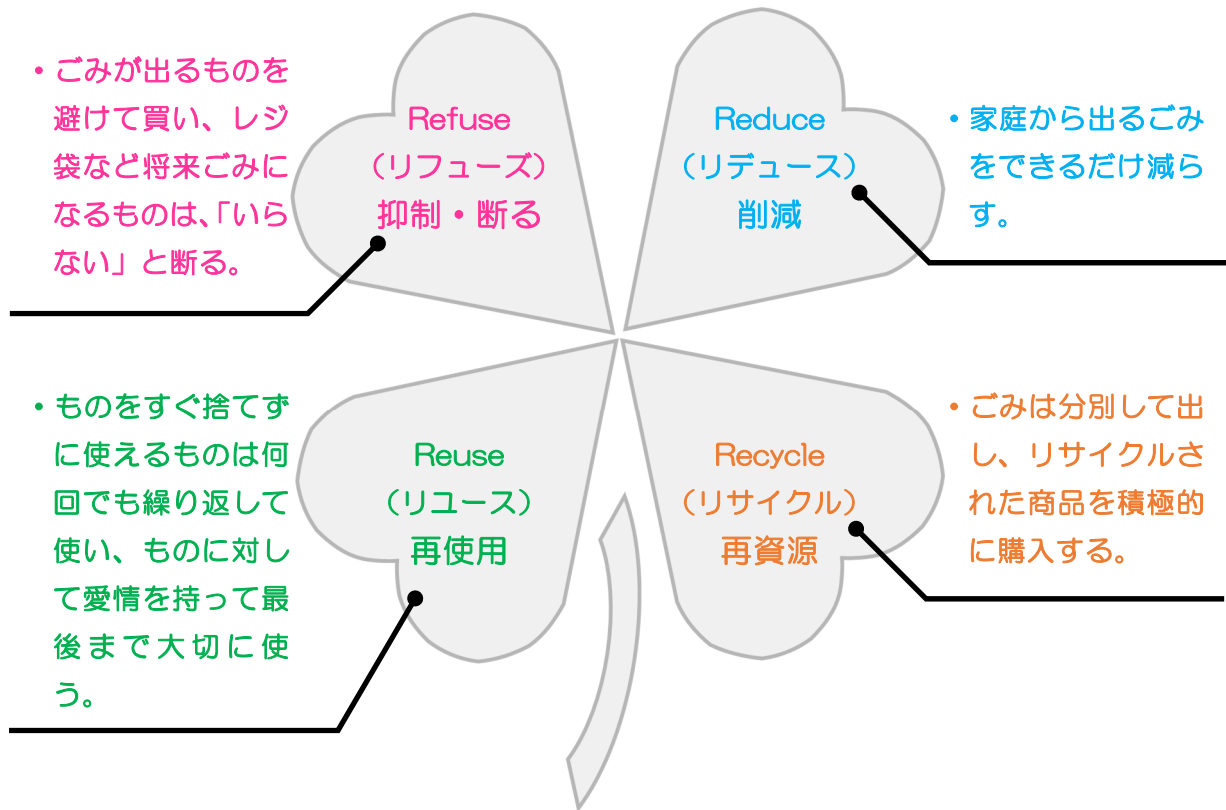


生ごみ処理容器の購入支援

13 マイバッグ：買物用に消費者が小売店などに持参する、繰り返し使用できるバッグのこと。

「4 R 運動」

4 R : Refuse (リフューズ) ・ Reduce (リデュース) ・ Reuse (リユース) ・ Recycle (リサイクル)



私たちにできること！

● Refuse (リフューズ)

- ・ 過剰包装を断る
- ・ 買物をする時はマイバックを持参する
- ・ ごみが出るものを避けて買う

● Reuse (リユース)

- ・ リターナブル容器^{※14}を選ぶようにする
- ・ 不用になった服はリフォームしたり、フリーマーケットに出す
- ・ 家電製品などが故障した時、修理すれば使えるものであれば修理して使う
- ・ 再生部品を用いた機器類を使う

● Reduce (リデュース)

- ・ 使えるものは長期間使用する
- ・ 詰め替えのできる商品を選ぶ

● Recycle (リサイクル)

- ・ 市町村や地域単位で実施する分別回収の取組に協力して、古紙、びん、アルミ缶及びスチール缶などは決められた場所に決められた方法で出す

14 リターナブル容器：一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど、繰り返し使用されるガラスびんのこと。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
4 R運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■簡易包装、マイバッグ持参、容器回収などを行う4 R運動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■買物の際にはマイバッグを持参し、過剰包装は断るようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■4 R運動に協力します。 ■過剰包装をしないようにします。
使用済み家電製品などの適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ■家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■家電リサイクル法を遵守します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■家電リサイクル法を遵守します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■家電の不法投棄に対して適正な指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■家電の不法投棄をしないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■家電の不法投棄をしないようにします。
	<ul style="list-style-type: none"> ■小型家電の回収を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■小型家電の回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■小型家電の適正処理に努めます。
フロン回収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■民間事業所に対してフロン回収を指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■フロン回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■フロン回収に努めます。
廃棄物の適正な処理と資源化・減量化	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に関する指導を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努めます。 ■廃棄物を最終処分場まで責任を持って管理します。 ■事業者間でのリサイクルの連携体制を整備します。

(2) リサイクルの推進

1) 現状と課題

令和3年度における本町のリサイクル率は22.5%ですが、県の令和7年度における目標値は28.0%となっており、本町のリサイクル率向上は大きな課題となっています。

今後さらに、リサイクルを推進するとともに、資源やエネルギーを有効利用できるように取り組んでいく必要があります。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(2) リサイクルの推進

- 1) リサイクルの推進
- 2) リサイクル商品の普及
- 3) 再生利用の促進
- 4) 廃食用油の活用



住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
リサイクル率	22.5% (令和3年度)	27.0% (令和9年度)
分別不適合件数	100件 (令和3年度)	29件 (令和9年度)

4) 施策の方向

① リサイクルの推進

令和11年度にリサイクル率27.0%を達成するため、リサイクル率の向上に努め、資源回収の推進について対策を講じます。

② リサイクル商品の普及

リサイクル商品の購入のほか、詰め替え商品など環境への負担の少ない商品の購入を推進します。

③ 再生利用の促進

生ごみ及び枝木・草などを堆肥や木材チップなどに資源化し、再生利用を促進します。

④ 廃食用油の活用

一般家庭から出される廃食用油を回収し、事業者と連携して石けんや飼料にリサイクルします。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
再利用・詰替型商品への移行	<ul style="list-style-type: none"> ■使い捨て商品から再利用・詰替型商品への移行を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■使い捨て商品の購入を控え、再利用・詰替型商品を選択するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ■部品や容器などの規格化、軽量化、再利用に努めます。 ■長期使用可能な製品の製造に心がけ、修理サービスを充実させます。
有機性廃棄物の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ■下水汚泥、し尿汚泥、生ごみ、枝木・草などの有機性廃棄物の有効活用について、調査研究を進め、できるものから実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■生ごみの堆肥化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業系の有機性廃棄物の有効活用を進めます。
廃食用油の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■廃食用油の回収を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃食用油の回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃食用油の回収を業者に委託します。
資源ごみ分別回収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■資源ごみの集団回収を促進します。 ■適正な分別を推進し、資源ごみの回収を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの分別排出を徹底します。 ■資源物回収を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの分別排出を徹底します。 ■資源物回収を進めます。 ■製品はリサイクルしやすい素材や構造に改良し、リサイクルシステムの開発、導入を進めます。
グリーン購入 ^{※15} の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーン購入に関する方針に基づき、庁内におけるグリーン購入を積極的に勧めます。 ■グリーン購入に関する情報提供や意識啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーン購入を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーン購入を進めます。 ■環境に配慮した商品の製造、販売、情報提供を進めます。
フロートのリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ■業者に処理を委託し、リサイクルを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■適切な処理に努めます。

15 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）

（1）環境学習の推進

1）現状と課題

本町では、小・中学生対象の環境学習会を開催しています。

今後さらに、環境についての学習の機会を提供して環境に対する意識を高めていき、環境に対する取組について、積極的に参加できる場づくりを推進します。

2）施策の体系と関連するSDGsの目標

（1）環境学習の推進

- 1）学校における学習・教育
- 2）家庭における学習・教育
- 3）社会における学習・教育



11 住み続けられるまちづくりを
住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



17 パートナーシップで目標を達成しよう
パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3）目標指標

目標指標	現状値	目標値
環境学習イベントの実施	7回/年 (令和3年度)	継続 (令和9年度)
地域との連携による美化運動の実施	9回/年 (令和3年度)	14回/年 (令和9年度)

4）施策の方向

① 学校における学習・教育

本町の自然環境やごみなどに関する環境学習会を授業の一環として行い、各施設が積極的に見学の受入れをして環境学習の創出を推進します。

② 家庭における学習・教育

ごみの分別や減量化の意識を家庭内でも育めるよう啓発を行い、家族の一人ひとりが率先して環境美化活動や体験学習に参加できるよう支援します。

③ 社会における学習・教育

住民や事業者に対し、環境教育を推進し、広く住民に環境問題の課題やその防止対策などについて広報します。



環境学習会での水浄化実験

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
環境学習・環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な体験活動を通して、地域の特徴を活かした環境教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然体験などを通して、環境に対する自主的な学習に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社員に対する環境学習の機会づくりに努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球環境問題に関する教育を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球環境問題についての知識、理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球環境問題についての知識、理解を深めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携のもと、環境教育の継続的・効果的な実施のための人材の育成、確保とともに、人材情報の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加します。
環境保全活動への住民参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境関連イベントの開催を推進し、環境保全活動への住民参画の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境保全に関するイベントに積極的に参画・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境保全に関するイベントに積極的に参画・協力します。
環境保全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民や事業所に対して環境保全意識の啓発に努めます。 ■ 職員の環境保全意識の高揚に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身のまわりの環境について関心をもち、日常生活を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社員の環境保全意識の高揚に努めます。

(2) 環境情報の提供

1) 現状と課題

本町では、広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを活用し、行政情報の提供を行っています。また、環境全般については、かんきょうかわら版を発行し、環境に関する啓発や情報提供を積極的に行っています。

2) 施策の体系と関連するSDGsの目標

(2) 環境情報の提供

- 1) 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用
- 2) 「環境月間（6月）」の周知



11 住み続けられるまちづくりを
住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



17 パートナーシップで目標を達成しよう
パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3) 目標指標

目標指標	現状値	目標値
かんきょうかわら版やホームページによる情報発信数	19件 (令和3年度)	30件 (令和9年度)

4) 施策の方向

① 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用

住民及び事業者が環境保全に関する情報を適切に共有し、環境行動につなげられるよう、国や愛媛県などからの情報のほか、ボランティア団体などの先進的な取組などの情報提供を行います。

また、河川や海域の水質検査結果をはじめ、各種環境情報を広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどにより公表します。

② 「環境月間（6月）」の周知

広く住民や事業者に対して、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境保全に関する活動に取り組んでいけるよう周知を図ります。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	住民	事業者
環境情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に関する情報を多様な媒体を通じて広く提供します。 ■ 環境に関する情報を定期的に公表します。 ■ 環境基本計画の進行情況を定期的に公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境情報の収集・交換を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境報告書などを通じ、環境保全に関する取組をPRします。



第5章 推進体制・進行管理

1. 町民、事業者、行政の役割の明確化
2. 推進体制（評価体制の構築）
3. 進行管理

第5章 推進体制・進行管理

1. 住民、事業者、行政の役割の明確化

本計画の推進に当たっては、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要であり、本町はこれらの仕組みを築くために、住民や各種団体事業者が交流できる場を創出します。

【住民の役割】

日常生活において環境に配慮した取組を実践できるよう、環境問題について考え、自身自身の生活習慣を見直し、実行に移すよう努めます。

【企業や事業者の役割】

自らの事業活動が環境に負荷を与えることを十分に認識し、持続可能な社会を実現させるため、環境への負荷の少ない事業活動を行います。

【行政の役割】

町の環境を保全するため、積極的に施策を推進していきます。

また、住民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築などの仕組みや基盤整備に取り組むことが求められています。

2. 推進体制（評価体制の構築）

計画の着実な推進のためには、関係各課並びに関係団体の一体となった取組が必要です。

本計画の推進組織として、愛南町環境審議会において関係団体の十分な連携、分担のもと、環境基本計画の進行を管理しながら、環境関連施策、計画の目標数値の評価及び環境関連情報を公表し、計画を推進していきます。

3. 進行管理

今回設定した目標数値を達成するため、年1回を目安に環境審議会の委員を中心として、住民や事業者がチェックを行い、必要に応じて計画を見直して環境の保全と目標の達成に努めます。

資料編

資料編

「温室効果ガス排出量削減目標の実現」に向けて、住民とともに取り組む施策

本町の温室効果ガス排出量は、2019年度には122,000 t-CO₂で、2013年度と比較して33%減少しており、国が目指す温室効果ガス削減目標に対し、約7割の削減を達成しています。

温室効果ガスの排出は住民生活に深く密接しており、2030年に削減目標を達成するためには、一人ひとりが環境意識を高め、積極的に温室効果ガス排出を削減する取組を行っていくことが重要です。

特に本町では、運輸部門や民生部門（家庭部門及び業務その他部門）を中心に住民、事業者、行政が連携して実効性の高い取組を実装し、排出削減に取り組んでいきます。

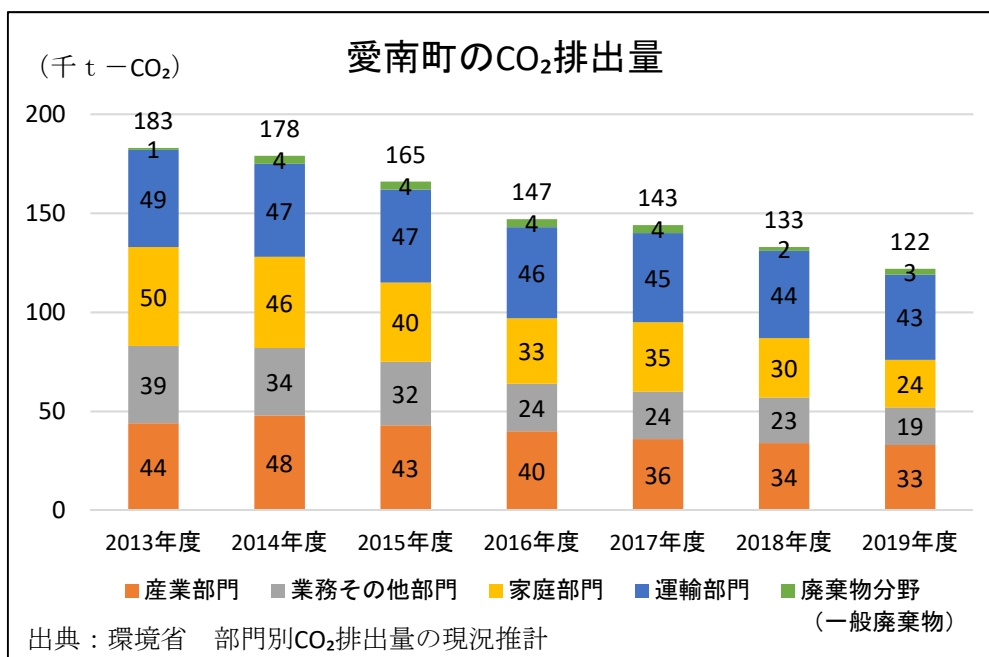
また、地域での事業者の活動や貢献度合いが不明瞭であることから、愛媛県が行う制度の活用を促し、地域での温室効果ガス削減活動の見える化を図るとともに、地域の活動で支援を必要とする取組を明らかにし、国・愛媛県の支援制度を活用しながら環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に努めます。

温室効果ガス排出量の削減目標

2013年度を基準年度として、2030年度までに温室効果ガス総排出量46%削減をめざします。

削減のためのポイント

民生部門、運輸部門での排出抑制（省エネによる電力削減、自家用自動車からのガス排出抑制）



(1) 目標達成に向けて一層の取組促進を図る施策

CO2 排出部門	施策	施策の概要
3家庭部門	住宅の省エネルギー化	住宅の断熱化、ZEH 等の普及支援を行う。
1 産業部門 2 業務その他部門 3 家庭部門	省エネルギー機器の導入	省エネ性能の高い機械等の導入により省エネ化を図る。 エネルギー消費効率の高い空調設備、高効率給湯器、高効率照明等の導入を促進する。
1 産業部門 2 業務その他部門 3 家庭部門	再生可能エネルギーの利用	町内に豊富に存在する自然エネルギー等の資源を活かし、自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム等の導入を促進する。
4 運輸部門	公共交通の確保・利用促進	本町の部門別 CO2 排出量は「運輸部門」が最大であることから、地域公共交通の活用を促進し、自家用車への依存の縮減と温室効果ガス削減を図る。
4 運輸部門	低公害車の利用促進	環境負荷の軽減に配慮したクリーンエネルギー自動車の導入を促進する。
1 産業部門 3 家庭部門 5 廃棄物部門	廃棄物の発生抑制	事業者は、自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行う。 ごみの発生抑制(Refuse)、削減(Reduce)、再使用(Reuse) 及び再生利用(Recycle)を進めることにより、環境への負荷を軽減する。 プラスチックの資源循環を促進するため、家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に努める。

(2) 愛媛県が実施する目標達成の一助とする施策

CO2 排出部門	施策	施策の概要
4産業部門	2050年脱炭素社会・アクション宣言制度	企業・団体・グループが行う具体的な行動をアクション宣言として募集、優良事例を公表する。
4産業部門	省エネルギーセミナー等を通じた中小事業者等の取組推進	中小企業エネルギー管理者等を対象に、最新の低炭素・脱炭素技術や先進事例などの情報提供を行うセミナーを開催する。
4産業部門	J-クレジット活用の促進	中小企業の省エネ化を推進するため、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」の県内事業所での活用拡大に向け、支援を行う。

(3) 先進自治体の取組から、愛南町で取り組むことが可能と見込まれる施策

CO2 排出部門	施策	施策の概要
3家庭部門	■高知県高知市 地産地消、旬産旬消の推進	生産や輸送に係るエネルギー消費の抑制にもつながる「地産地消」や「旬産旬消」（旬の食材を旬の時期に消費すること。）を推進する。
4産業部門	■高知県梶原町 町林業の振興	森林の保全・管理を推進し、森林資源の保持培養を図りながら、総合的な森林整備を展開し、低コストで生産性の高い林業システムの確立を図る。 森林整備の際に発生する間伐材の端材などの未利用材をペレット化し、燃料として活用することにより、森林資源の循環利用を促進する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境保全施策(第 8 条—第 15 条)

第 3 章 雑則(第 16 条)

附則

前文

愛南町は、原生に近い自然が残された篠山と、その篠山山系から流れる僧都川をはじめとする清らかな水と肥沃な大地、陸と海をつなぐ干潟、リアス式海岸を洗う温暖な黒潮の恩恵を受け、古くから森、里、海と共に歩んできました。

私たちすべての町民は、良好な環境の下、健康で安全な生活を営む権利を持つと同時に、恵まれた環境をより良い形で次世代に引き継ぐ責任があります。

しかしながら現在の私たちは、物質的な豊かさと生活の利便性を得た一方で、環境に大きな影響を及ぼすことになりました。人間活動による環境への負荷は、地球温暖化に代表される気候変動、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題を引き起こし、自然の生態系を破壊し、さらには有害化学物質の影響なども加わって、人類の生存基盤を脅かすまでになっています。

私たちは、環境が人類を含むすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら、互いに協調し、それぞれの責任と義務を果たすことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指す必要があります。そのためここに、すべての町民の参加と協働により豊かで健康的な環境を保全及び創造するため、愛南町環境基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又は地球の広い範囲の環境に影響を及ぼす事態に関係する環境の保全又は町民が健康で文化的な生活を営むことができ、産業の生産基盤でもある地域の環境の保全で、良好な環境の保全及び創造に寄与するものをいいます。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因

となるおそれのあるものをいいます。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、私たち人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければなりません。

- 2 環境の保全是、町民等がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に連携協力して推進されなければなりません。
- 3 地球環境の保全是、あらゆる事業活動及び日常生活において着実に推進されなければなりません。
- 4 町の施策は、環境への配慮を基調として推進します。

(町の責任と義務)

第4条 町は、町の施策を実施するに当たっては、環境への影響に配慮し、町民の意見を尊重して、良好な環境の保全に努めます。

- 2 町は、町の活動に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めます。

(町民の責任と義務)

第5条 町民は、森林、河川、海、水辺及び土壌その他の自然環境を汚さないようにしなければなりません。

- 2 町民は、日常生活において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源及びエネルギーの節減並びに再生品等環境への負荷の低減に役立つ製品及びサービスの利用に努めなければなりません。
- 3 町民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物を清潔に保持しなければなりません。
- 4 町民は、自らが利用する公園、道路及び集会場その他公共の場所の美化に努めなければなりません。
- 5 町民は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域の環境を適正に保全しなければなりません。

- 2 事業者は、その事業活動に係る原材料、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を小さくするように努めなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、再生資源等の環境への負荷の低減に役立つ製品、原材料及びサービスを利用するよう努めなければなりません。
- 4 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(来訪者の責任と義務)

第7条 旅行、業務その他の所用のため本町に滞在する者は、第5条に定める町民の責任と義務及び前条に定める事業者の責任と義務に準じて環境の保全に努めなければなりません。

第2章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項が実現できるよう、町が行う施策それぞれの連携を図り、環境の保全についての施策を総合的に推進します。

- (1) 人の健康を守り生活環境及び自然環境を保全するため、大気、水、土壌及び太陽光の自然構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全を図り、野生生物の種並びにその生息域及び生態系を保存し、生物の多様性を維持すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境及び自然景観が保全されること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (5) 人の健康及び生態系を守るため、化学物質を適正に使用する社会の構築に努めること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及びその適正な処理、循環的な資源利用並びにエネルギーの有効利用に努め、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、愛南町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めます。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 総合的かつ長期的な環境保全施策の大綱
 - (2) 良好な環境の保全に関して町及び町民等がそれぞれ配慮すべき事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ町長の附属機関である愛南町環境審議会の意見を聴くものとします。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表します。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(年次報告)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況、環境保全施策の実施状況等に関する報告書を作成し、公表します。

(環境管理の促進)

第11条 町は、事業者による自主的な環境の保全に係る方針、計画、実施、点検及び見直しからなる環境マネジメントシステムその他の環境への負荷の低減を図るための事業活動の体制が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。

(環境教育)

第12条 町は、町民が人間と環境とのかかわりについて認識し、環境の保全について理解を深め、責任ある行動がとれるよう、環境教育及び環境学習を推進します。

(情報の提供)

第 13 条 町は、良好な環境の保全に関する情報を町民等に適切に提供します。

(自発的な活動の促進)

第 14 条 町は、町民等が、良好な環境の保全について互いに情報交換し、連携すること並びに町民等による自発的な環境保全活動を促進するため、町民等の自主性を尊重しながら必要な支援を行うものとします。

(施設整備等における環境配慮)

第 15 条 町は、公共施設を整備するときには、環境への負荷の低減及び環境の保全上の支障の除去に配慮するものとします。

第 3 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行します。

(愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成 17 年愛南町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第2次愛南町環境基本計画

平成30年3月策定

令和5年3月改訂

発行 愛南町

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL 0895-72-1211（代表）

編集 愛南町環境衛生課